

官報

号外
平成十三年五月三十日

○第百五十二回 参議院會議録第二十七号

平成十三年五月三十日(水曜日)

午後零時三十八分開議

○議事日程 第二十七号

平成十三年五月三十日

午後零時三十分開議

第一 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

第五 電気通信役務利用放送法(内閣提出)

第六 水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運轉代行行業の業務の適正化に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号

議事日程追加の件 道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運轉代行行業の業務の適正化に関する法律案(趣旨説明)

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運轉代行行業の業務の適正化に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。國務大臣村井国家公安委員会委員長。

(國務大臣村井仁君登壇、拍手)

○國務大臣(村井仁君) 道路交通法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、運轉免許証の有効期間の延長及びその他の運轉免許証の更新を受ける者の負担の軽減のための規定の整備を行うとともに、あわせて運轉者の安全対策等を推進するための規定を整備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、運轉免許証の更新を受ける者の負担を軽減するための規定の整備であります。

その一は、一般運轉者に係る免許証の有効期間を現行の三年から、原則として五年に延長するものであります。

その二は、免許証の更新期間を現行の誕生日までの一カ月間から、誕生日を挟んだ二カ月間に延長するものであります。

その三は、免許証の更新を受けようとする者のうち、優良運轉者については、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して更新申請を行うことができることとするものであります。

第二は、運轉者の安全対策等の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、第二種免許の技能試験を主として道路において行うこと等とするともに、代行運轉普通自動車運轉しようとする者は、第二種免許を受けなければならないこととするものであります。

その二は、障害者に係る免許の欠格事由の見直しを行うものであります。

その三は、高齢者講習の対象の拡大その他の高齢の運轉者の保護等に関する規定の整備であります。

その四は、免許証の電磁的方法による記録に関する規定の整備であります。

第三は、悪質、危険な運轉者に対する対策等を強化するための規定の整備であり、救護義務違反、酒酔い運轉、共同危険行為、無免許運轉等をした者に対する罰則を引き上げるものであります。

第四は、その他交通の安全及び円滑を図るための規定の整備であります。

その一は、身体障害者等の通行の保護を図るための規定の整備であります。

その二は、交通情報の提供に関する規定の整備であります。

なお、この法律の施行日は、代行運轉普通自動車運轉する者に第二種免許の取得を義務づける規定については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が道路交通法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

引き続き、自動車運轉代行行業の業務の適正化に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

自動車運轉代行行業は、昭和五十年代ごろから、移動手段として家用自動車が必要ない地方都市を中心に発達してきた事業であり、飲酒運轉の防止に一定の役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、自動車運轉代行行業は、交通死亡事故の発生率が高い水準で推移しているほか、不適正業者によるタクシー事業類似行為、料金の不正收受、損害賠償保険の未加入等の問題も見受けられるところであります。

この法律案は、このような自動車運轉代行行業の実情にかんがみ、その業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るために所要の措置を講ずることとするものであります。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、自動車運轉代行行業の定義であります。自動車運轉代行行業とは、他人にかわって自動車を運轉する役務を提供する営業であつて、一、主として、夜間において酔客にかわって運轉すること、二、顧客を乗車させるものであること、三、常態として、営業の用に供する自動車が随伴するものであること、のいずれにも該当するものをいうこととするものであります。

第二は、自動車運轉代行行業の認定等についてであります。

これは、自動車運轉代行行業を営む者の欠格事由を定め、これに該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととするものであります。また、都道府県公安委員会は、認定に際して国土交通大臣の同意を得ることとするものであります。

第三は、自動車運轉代行業者の遵守事項等を定めることとあります。

これは、自動車運轉代行業者に対し、交通の安

全を認る観点から、安全運転管理者の選任、下命容認行為の禁止等について、利用者の利益の保護を図る観点から、料金及び約款の揭示、保険契約の加入等について、それぞれ義務づけるものであります。

第四は、都道府県公安委員会及び国土交通大臣の監督規定を設けることとあります。

自動車運転代行業者等がこの法律の規定等に違反した場合に、必要な処分等を行うことができることとするものであります。

その他所要の規定を設けることとするものであります。

この法律の施行日は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日とするものであります。

以上が自動車運転代行業務の適正化に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。谷林正昭君。

〔谷林正昭君登壇、拍手〕

○谷林正昭君 私、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運転代行業務の適正化に関する法律案について質問をいたします。

戦後目覚ましい経済発展を遂げた日本において、その象徴は電化社会と車社会と言っても過言ではありません。二十世紀末には保有台数が七千六百万台に達し、二十世紀はまさに自動車の世紀であったと言つて過言ではないと思ひます。

一方では、交通戦争と言われたように、死者が昭和四十五年には一万六千七百六十五人に達し、負傷者も百万人に届かんとする大きな社会問題となり、その事態に歯どめをかけるべきその対策が抜本的に求められたところであります。その年に制定された交通安全対策基本法に基づき、これまで

で第六次にわたり交通安全基本計画を作成し、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となつて交通安全対策を強力に実施されてきたところであります。

近年の状況を見ますと、安全車両の開発やシートベルト着用等の法制化等で死亡事故の増加傾向に一定の歯どめがかつたものの、道路交通事故件数や負傷者数はいまだ増加の一途をたどつております。ちなみに、平成十二年の警察庁統計では、事故件数が九十三万件、負傷者数が百十五万人、三十日以内に死亡された方が一万四百二十人となっております。

そこで、官房長官と国家公安委員長にお尋ねをいたします。

まず、交通事故の現状を申し上げますと、一日に二千五百件以上の事故が発生し、三千百六十人の方が負傷をする、そして二十九人の方が死亡している交通事故の現状をどう認識されているのでしょうか、お答えを願ひます。

さて、私は、二十一世紀は人命尊重の理念のもとに交通社会が成り立たなければならないと考えております。そういう意味では、第七次交通安全基本計画が作成され、本年四月からその目標達成に向け五カ年計画がスタートをいたしました。

官房長官にお尋ねをいたします。その計画の基本的考え方に基づき、国として強い意志のもとに具体的にどう取り組むのか、その基本方針を明らかにしていただきたいと思ひます。あわせて、第七次基本計画の目標を国民とともにどう共有するのが大切だと思ひますが、共有するための施策もお聞かせをいただきたいと思ひます。

基本計画では、今後ますます少子高齢化する社会にあつて、国民一人一人の交通安全意識の高揚が大切だと指摘をされております。

そういう意味では、季節ごとに全国的に展開されている全国交通安全運動を、子供からお年寄りを含めた国民一人一人の参加を目指し、より一層

充実し、具体的、組織的に継続性を持つて国民運動として強力に取り組むべきと考えますが、官房長官及び国家公安委員長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、危険な運転や悪質な運転行為により人を死傷させた場合の処罰に關してお尋ねをいたします。

幾つかの事例を申し上げます。幾つかの事例を申し上げます。幾つかの事例を申し上げます。幾つかの事例を申し上げます。幾つかの事例を申し上げます。

高知から東京に向かう大型トラックが東京インターチェンジ付近で乗用車に玉突き状態になり、追突された車に乗っていた三歳と一歳の女の子を死亡させた五名の負傷者を出した事故であります。

驚いたことに、その運転手は約三時間前にウイスキーを二百八十cc、缶チューハイを一本飲んでいたのであることが判明して大きな社会問題となつたのであります。しかし、この事件は業務上過失致死傷、道路交通法違反により懲役四年で刑が確定いたしました。

次の事件は、平成十二年四月に起きた事件であります。結婚披露宴に出席し、二次会、三次会で相当量の飲酒をした後、無免許で無車検、無保険の車を運転しての帰宅途中、取り締まりに遭い、時速百キロを超えたスピードで逃走し、歩道上の十九歳の青年二名に激突、死亡させた事件であります。それでも今の法律では懲役五年六月で刑を確定せざるを得ませんでした。

遺族やその関係者からは、これらの判決に対し、余りにも刑が軽過ぎる、これでは亡くなった息子や娘が余りにもかわいそうだ、もっと重い罪を、罰を心からの叫びが聞こえてきたのであります。

民主党は、衆議院において、危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に關する法律案を議員立法として今国会に提案いたしましたところでありま

警察庁では、道路交通法の改正に当たり、危険運転致死傷罪の創設が検討されたこと聞いておりますが、きょうの道路交通法改正の趣旨説明には入っておりません。

現状を申し上げますと、酒酔い運転、酒気帯び運転が原因で起きる交通事故は、平成十二年で一万三千八百二十七件にも達しており、また検挙数も年間二十五万件を超えるという非常に憂慮すべき事態となっております。

ところが、改正案はわずかな懲役の引き上げと罰金の増額にとどまっております。私は、このような事故を繰り返さないためにも、危険な運転や悪質な運転で人を死傷させた場合の処罰をもっと厳しくするのは当然と思ひます。

国家公安委員長に、今後の取り扱いをどうされるのか、お答えを願ひます。

次に、障害者等に係る欠格条項の見直しについてお尋ねをいたします。

現行の道路交通法は、精神病患者、てんかん病患者、知的障害者、視力・聴力・会話能力がない者等に対し、運転免許試験の受験資格すら与えないなど、差別的な規定となつておりますが、今回の改正ではこのような問答無用の門前払いを廃止しており、一歩前進として評価をされるところでございます。

しかしながら、特定の病気を持っている方に対し、一律に免許を拒否しかねない規定が設けられていると一方では読み取れるのであります。病気の症状の程度や服薬によつて運転に支障がない方まで不当に運転免許の交付を拒否される危険があると思ひます。

障害者や病者の人権、社会参加を促すという観点から、安全な運転に支障がない方が排除されないよう一層の工夫が必要と思ひますが、国家公安委員長にお答えをお願いいたします。

次に、道路整備事業の財源と権限についてお尋ねいたします。

我が国は、諸外国と比べ、交通事故死亡者における高齢者の比率が約二倍に達しており、高齢者が安心して道を歩くことができない国になってしまっていました。その原因は、道路整備の権限を国が握っているため、道路族と言われる政治家と土木業者と役人の利権のために不要不急の道路づくりが優先をされ、国民が求める生活に密着した歩道や自転車道などの整備が後回しにされてきたからであります。

これ以上、高齢者の交通事故を防ぐためにも、直ちに道路整備事業の財源と権限を地方に移し、自治体主導で道路整備が推進されるようにしなければならぬと思います。

道路特定財源を初めとする税財源の見直し、特に地方分権に関する小泉内閣の基本的な方針を官房長官から御説明をいただきたいと思ひます。また、担当省庁として国土交通大臣の考えもお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、自動車運転代行業務の適正化に関する法律案について質問をいたします。

今や運転代行は、飲酒をした際の移動には不可欠なサービスとして主に地方都市を中心に発展し、平成十二年五月現在で事業者数は二千七百七十五に達しております。今のような規制緩和の時代にあつて、これまで自由に行つていた事業をなぜ法制化するのか、その意義について国土交通大臣と国家公安委員長にお尋ねをいたします。

次に、利用者の利益保護と苦情処理についてお尋ねをいたします。

利用する大半の人は当然飲酒をして利用することになります。利用者にとっては安心して利用できることが前提になりますし、もしトラブルが起きたときの苦情処理機関があることによって利用者の安心と安全が確保されると思ひます。

しかし、今回の法律案では苦情処理機関の設置やその扱いが明確になっておりません。利用者の利益保護を確保し、苦情処理機関があつてこそ秩序ある産業に育つと思ひますが、国土交通大臣と

国家公安委員長の答弁をお願いいたします。

次に、安全について伺ひます。
この事業の運転手には、安全に目的地まで利用者と車を届けるという責任が発生をいたします。法律に示されているように、運転手には普通二種免許の義務づけが課せられるのは、安心、安全から見て適切な条件だと言へます。

一方、道路交通法の六十六条では過労運転禁止が定められております。今後、この事業において昼は自分の仕事をして夜は運転代行業のアルバイトという人が運転手の中心とするならば、非常に危険なことと感ぜられます。こういう場合は道路交通法で定めた過労運転に当たるとか当たらないのか、また、このような人が運転手として適性かどうかも含め、国家公安委員長にお答えをいただきたいと思ひます。利用者の生命と財産を守るという根本は運転手にあるという基本的な事項であり、明確な答弁をお願いするところであります。

次に、タクシー事業とのかかわりについてお尋ねをいたします。

御承知のように、タクシー事業においては既に規制緩和が行われ、事実上参入自由となりました。一方、タクシーの需給調整規制廃止に向けての必要な環境整備方策の一つとして、運転代行のタクシー類似行為、いわゆる白タク行為の監視体制の強化充実と厳正な処分等が不可欠と平成十一年四月九日の運輸政策審議会自動車交通部会でも答申をされております。

運転代行事業が今後健全な産業として発展するには、タクシー事業に違法に入り込まないことが大前提になりますし、その担保は違法行為に対する厳正な取り締まりが基本となると考えますが、国家公安委員長の答弁を求めるところでござい

ます。
終わりになりますが、これまでは警察庁交通局が「道路交通の現状と対策」の中で、運転代行は安全な運転の確保上さまざまな問題があるばかりでなく、暴力団の経営への関与、繁華街における

業務用自動車の違法駐車、道路運送に違反する形態の業務等問題が見受けられ、交通の安全と円滑の確保や治安の維持上必ずしも適正な状態にあるとは言えないと手厳しい認識を示しております。しかし、そういう状況認識の中でも、法律をつくり、守り、守らせることにより、国民の安心や安全が確保され、生命と財産を守り、国民のニーズにこたえる役割を果たすことができると思ひます。

さきに述べたような悲惨な飲酒運転事故防止のためにも、運転代行事業が健全な産業としての発展を遂げ、その役割を果たすこととあわせて、この法案審議を機会にあらゆる道路交通事故の撲滅がなされることを心から願ひながら、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣(村井仁)君登壇、拍手〕
○国務大臣(村井仁) 谷林議員にお答え申し上げます。

交通事故の現状の認識についてのお尋ねであります。

一年間に九千人を超える方々が犠牲になり、また負傷者の数も百万人以上になるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にございします。警察としては、あらゆる施策を通じてこの悲惨な交通事故を減少させていかなければならないと認識をいたしております。

交通安全運動の取り組みについてお尋ねがございました。

全国交通安全運動は、関係機関が交通事故防止に向けた取り組みを強化し、国民一人一人に交通安全意識を普及させるためのものでありますが、同時に、国民一人一人が積極的な参加意識を持つて初めて成果が期待できる、このように考えております。

そこで、警察といたしましても、各界各層と連携を図りつつ、より広範な人々がみずから問題として参加できるような国民主体の交通安全運動

が実施されるよう取り組んでまいる所存でござい

ます。
悪質、危険な運転で人を死傷させた場合の処罰についてお尋ねでございします。飲酒運転等の悪質、危険な運転に起因して人を死傷させた者については、現在、刑法の業務上過失致死傷罪で処罰されているところであります。この種行為をより重く処罰する規定を設けることにつきましては、法務省とともに有識者から成る意見交換会を開催するなど、鋭意検討を進めていくところでござい

ます。
今後は、この秋に臨時国会が開かれるようであれば、これを機に政府として所要の法整備を行つてまいる考えでございします。

運転免許の欠格条項の見直しについてお尋ねがございましたが、今回の改正は、これまで一定の障害等を有している場合には一律に運転免許を与えない、このようにしてしまつたのを改め、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある障害等を有している場合のみ運転免許を与えないことができるようにする、このような制度改正でございします。

運転免許の拒否等の処分は、政令で定める基準に従つて行われることとしておりますが、今後、これらの処分が確に行われるよう、適切な基準を作成してまいりたいと思ひます。

自動車運転代行業務を法制化することの意義についてお尋ねがございました。

自動車運転代行は、飲酒運転の防止に一定の役割を果たしてきた事業であるものの、同時に、業者が運転者に最高速度を下命、容認するなど、業者が責任を問われるべき実態があるほか、交通事故の発生率が高水準にあるなどの問題も指摘されているところであります。

この法案は、このような実態にかんがみまして、その業務の適正な運営を確保するために必要となる最小限の事項について規定するものでありまして、その適正な運用を通じて、交通の安

全と利用者の保護を図ろうとするものであります。

利用者の利益保護と苦情処理についてお尋ねがございました。

自動車運轉代行業の問題点として、業者と利用客の間のトラブルが少なくないことが挙げられます。本法案にありましては、これらに対処するため、自動車運轉代行業を営むことができる者の要件を定めるなどしております。

今後は、国土交通省とも緊密な連携を図りつつ、苦情への対応等を適切に行うよう、社団法人全国運轉代行協会の活動を指導してまいりたいと考えております。

過労運轉についてお尋ねがございましたが、これは、過労や病氣などにより、正常な運轉ができないおそれがある状態で車両等を運轉する行為でありまして、その違反の認定は、事実ごとに具体的、客観的事実に照らして行われることとなります。したがって、お尋ねのケースが一般的に過労運轉に当たるか否か、また当該運轉者が適正であるか否かにつきましては答えがいたしかねるところであります。

なお、自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律案におきましては、代行運轉自動車の運轉者がいわゆる過労運轉を行った場合、その態様によっては使用者に責任を問う得ることとされておられ、このような規定を活用して交通の安全を図ってまいりたいと考えております。

タクシー事業類似行為に対する取り締まりについてお尋ねがございましたが、いわゆる白タク行為は、輸送秩序を乱すだけでなく、顧客の安全面でも問題がありますので、これまで厳正な取り締まりを行ってきたところであります。

この法案におきましては、白タク行為等の違法行為を行った業者に対する営業の停止等の権限を都道府県公安委員会等に認めるところであり、今後は、取り締まりとともに、関係行政機関と連携して、これらの権限を適切に行使すること

で自動車運轉代行業の業務の適正化に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 谷林議員の御質問にお答えいたします。

まず、交通事故の現状の認識についてお尋ねがございました。

平成十二年の交通事故による死者数は五年ぶりに増加し、また負傷者数及び交通事故件数はともに過去最悪を記録いたしました。御指摘のように、多数の方が犠牲になっている交通事故の現状は極めて深刻な状況にあると認識いたしております。

次に、交通安全対策に取り組むに当たった基本方針についてお尋ねがございました。

政府としては、人命尊重の理念に立ち、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、第七次交通安全基本計画に基づく各般の施策を強力に推進してまいり所存でございます。

次に、交通安全基本計画の目標を国民と共有するための施策についてお尋ねがございました。

交通事故防止のためには、政府の取り組みはもとより、国民の主體的な交通安全運動を積極的に促進することが重要でございます。そのような観点から、全国交通安全運動等の機会も利用しながら、交通安全思想の普及徹底、市民参加型の交通安全活動の推進等に取り組んでまいります。

次に、全国交通安全運動への取り組みについてお尋ねがございました。

春秋の全国交通安全運動については、関係機関、団体との緊密な連携により、交通ボランティアの方々の協力を得て、子供からお年寄りまで対象に応じた各種の啓発活動を展開するなど、交通安全運動が国民運動としてより充実発展するよう取り組んでまいります。

次に、地方分権についてお尋ねがございました。

地方分権につきましては、地方にできることは

地方にゆだねるという原則に基づき、財源問題も含めて積極的に推進してまいります。

なお、地方公共団体にとって、歩道、自転車道の整備など交通安全対策に寄与する道路整備事業は重要であると認識しており、今後とも、国と地方の役割分担を踏まえ、適切に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣(福田康夫君)登壇、拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 谷林議員から御質問が三つございました。

特に、私に對しまして、生活に密着した歩道の整備を進めるために、道路整備のための財源と権限を地方に移すべきではないかという貴重な御意見もいただきました。

御存じのとおり、地方分権推進あるいは地方が主体になって道路整備に取り組むということは大変重要なことではございます。ただ、地域の道路網は、市町村道そして都道府県道、国道、一般国道ですね、そういうふうなこれらが全部有機的に機能するということが私は一番重要なことであり、またそれらが協調して形成してきたものが今日の道路網であると思っております。けれども、相互の緊密な連携をいたしても、少なくとも整備あるいは管理、そして整備等々、これを図るためにはみんなどのように連携していくかということも大変大きな問題であろうと思っております。

御指摘のとおり、身近な生活の改善をするという意味では、道路整備を行う上で、歩道、そして先生がおっしゃいました自転車道、この整備というものが、高齢者の交通安全を考えると大変寄与する事業であるというのはいくつまでもございませぬし、また非常に重要なことであると、そのようにも考えておりますけれども、同時に、例えば東京の二十三区を考えると、走行する交通の約一四％が二十三区内に用事がない人がただ通過するだけという、こういうものもございまして、そういうことで、用事のない人がただ通過するだ

けで交通渋滞が起こるということを考えますと、少なくとも私は、環状道路網の整備も今後必要でございまして、またこれはしなければならぬ。また、地域と国がお互いに協力しながら道路の整備を推進する必要があると強く感じております。

また、道路特定財源の見直しにつきましても先生から御指摘がございましたけれども、これまで道路特定財源の果たしてきた役割、これによって私は、二十世紀の今日の日本の発展、発達に寄与してきたと、そう思っておりますので、今後さらに、道路特定財源の歴史的な意味あるいは経緯、そして受益者負担という性格等を踏まえまして、国土交通省内において検討を進めてまいりますので、早い時期に私としては私なりの方向性を出していきたいと考えております。

二つ目には、先生から、自動車運轉代行業を今なぜ法制化するのかと、今ごろなぜというお話もございました。

今ごろなぜということではなくて、今あるお話が既にございましたけれども、自動車運轉代行業に関しましては、御存じのとおり、利用者にかわって運轉するといっても、違法なタクシーの類似行為が行われているというのが一点、二点目には、少なくとも料金が不明瞭、利用者保護に欠けると、この二点が今問題として指摘されているのは先生も御存じのとおりでございます。先生もこういう業界には一番詳しい方であらうと思っております。

特に私は、この事業者数が今二千七百十五社、そして従業員は四百七十三名、その中でアルバイトだということで従事している人が二千七百五十六十四名、まあ半分以上がアルバイトと、こういうことでは、今後とも人たちの最低限必要な措置をとらなければ、違法行為等をどう取り締まるのか。そういう意味では、私は、今後自動車運轉代行業の業務の適正化を図るのは、今しなれば、大きな事故が続いて起こった後では間に合わない。そういう意味では、こういうときに、ぜ

ひ今だからこそ先生方をお願いするというのが本意でございます。

最後、三つ目には、自動車運代行業の苦情処理機関、これをどうするかというお話でございます。

私たちは、この苦情処理の体制、これも重要なことだと思っております。このための苦情処理をしますところ、御存じのとおり、社団法人全国運代行協会、この代行協会におきましても自動車運代行業界の利用者からの相談の受け付け及び苦情の処理、この社団法人は業界ではただ一つの社団法人でございますので、ここでも受け付けております。

また一方、タクシートの近代化センター、東京タクシード近代化センター、大阪タクシード近代化センターにおきましても苦情処理を行っておりますけれども、関係行政機関と連携しまして、私どもは、業界団体の健全な育成を今後も図っていくように指導していきたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたします。

○議長(井上裕君) 日程第一 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長今泉昭君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長江本孟起君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

平成十三年五月三十日 参議院会議録第二十七号

経緯度測定の基準を世界測地系に従ったものとする等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、測量基準の世界測地系への移行の意義及びその普及促進策、同移行に伴う海の航行の安全及び国の安全保障への影響、測量行政の一元化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百

賛成 二百

反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長江本孟起君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案 刑法の一部を改正する法律案

(江本孟起君登壇、拍手)

○江本孟起君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の風俗環境の変化にかんがみ、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、店舗型電話異性紹介営業等を営む者に対し電話による会話の申し込みをした者が十八歳以上であることの確認の義務づけその他の必要な規制を行うとともに、映像送信型風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定及び特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備を行うほか、精神病者に係る風俗営業の許可の欠格事由の見直しのための規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、電話異性紹介営業における利用者の年齢確認方法、売春容疑・児童買春防止への政府の取り組み、インターネット上の児童ポルノ規制の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四

賛成 二百四

反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長日笠勝之君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○日笠勝之君 ただいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、クレジットカードその他の代金または料金の支払い用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金または料金の支払い用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、カード犯罪の処罰に関する現行法制及び主要先進国の状況、不正作出罪等と比べ所持罪の刑罰を軽くした理由、カード犯罪の国際的取り締まりの必要性、カードの偽造防止対策、カード犯罪被害者の救済問題等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号

国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 電気通信役務利用放送法案
する法律案

水道法の一部を改正

六

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第四 国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長伊藤基隆君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔伊藤基隆君登壇、拍手〕

○伊藤基隆君 ただいま議題となりました国会の議決を求めるの件につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、環境省が公共用財産として所管する公園である京都御苑の一部に迎賓館を整備するため、同予定地を内閣府所管の公用財産に変更する

こととし、国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、京都迎賓館の必要性、迎賓館の管理・運営のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し西山登紀子委員より本件に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本件は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本件は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第五 電気通信役務利用放送法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長溝手顕正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔溝手顕正君登壇、拍手〕

○溝手顕正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、放送事業者に対する外資規制のあり方、通信と放送の融合を進める上での課題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫三三委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第六 水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長中島眞人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長中島眞人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中島眞人君登壇、拍手〕

○中島眞人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、水道事業の大半が市町村の経営する中小規模の事業者であり、施設の老朽化が進む中、地下水汚染、病原性微生物の問題などの新たな課題に適切に対処することが困難な状況にあること、また、水道法が適用されていない自家用水道やビル等の建物内の水道においても不適切な管理から衛生上の問題が生じていることにかんがみ、水道の管理を適正なものとし、かつ、水道水の安定供給を図るため、水道事業の広域化を促進するための規定を整備するとともに、専用水道の範囲の拡大、貯水槽水道に関する責任の明確化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法整備を含めた水行政に関する総合的な施策の必要性、貯水槽水道の管理のあり方、鉛に関する水質基準の早急な見直し、水道事業の第三者への業務委託の考え方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四
賛成 二百四
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第七 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題いたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長太田豊秋君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

○太田豊秋君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農村における高齢化の進展や若い担い手の不足等、最近の農業を取り巻く情勢の変化及び加入者に対する受給者の割合、いわゆる成熟度の著しい上昇等に伴う年金財政の悪化に対応して、農業者年金制度の目的を農業者の確保に資するものに、また、その財政方式を賦課方式から積み立て方式に改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上でその費用を国庫で負担する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、現行制度の政策効果と

年金財政の悪化に対する政策責任、年金額の引き下げと憲法で保障された財産権との関係、農業者の信頼回復と新制度への加入促進、農業者の確保と政策支援のあり方、農業者年金基金の運営責任と執行体制、新制度に対する政策評価の充実等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して郡司理事より、日本共産党を代表して笠井委員より、それぞれ反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四
賛成 百二十五
反対 七十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君

高橋 令則君	高橋 紀世子君	上野 公成君	田中 直紀君
沢 たまき君	岩本 莊太郎君	松田 岩夫君	南野 知恵子君
海野 義孝君	加藤 修一君	松谷 蒼一郎君	須藤 良太郎君
世耕 弘成君	脇 雅史君	吉村 剛太郎君	山崎 正昭君
平野 貞夫君	水野 誠一君	片山 虎之助君	中曾 根弘文君
魚住 裕一郎君	益田 洋介君	久世 公堯君	吉川 芳男君
鈴木 正孝君	高野 博師君	関谷 勝嗣君	石井 道子君
松 あきら君	大森 礼子君	上杉 光弘君	野沢 太三君
渡辺 孝男君	溝手 顕正君	陣内 孝雄君	青木 幹雄君
渡辺 秀央君	福本 潤一君	木村 仁君	水島 裕君
但馬 久美君	山下 栄一君	景山 俊太郎君	中川 義雄君
弘友 和夫君	鶴保 庸介君	亀井 郁夫君	有馬 朗人君
太田 豊秋君	椎名 素夫君	阿南 一成君	市川 一朗君
日笠 勝之君	木庭 健太郎君	末広 まきこ君	岸 宏一君
荒木 清寛君	入澤 肇君	山内 俊夫君	山本 一太君
浜四津 敏子君	統 訓弘君	三浦 一水君	松村 龍二君
浜田 卓二郎君	鶴岡 洋君	大野 つや子君	久野 恒一君
白浜 一良君	泉 信也君	林 芳正君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	星野 明市君	中島 真人君	中原 爽君
扇 千景君	中島 啓雄君	長峯 基君	海老原 義彦君
山下 英利君	仲道 俊哉君	大島 慶久君	保坂 三蔵君
国井 正幸君	田浦 直君	鎌田 要人君	成瀬 守重君
森田 次夫君	日出 英輔君	河本 英典君	宮崎 秀樹君
岩井 國臣君	山崎 力君	石渡 清元君	矢野 哲朗君
佐藤 昭郎君	畑 恵君	鹿熊 安正君	柳川 覺治君
依田 智治君	岩谷 滋宣君	竹山 裕君	尾辻 秀久君
鈴木 政二君	岩城 光英君	真鍋 賢一君	清水 嘉子君
森下 博之君	加納 時男君	西田 吉宏君	倉田 寛之君
岩永 浩美君	服部 三雄君	齋藤 純三君	岡野 裕君
佐藤 泰三君	加藤 紀文君	岩崎 十朗君	坂野 重信君
狩野 安君	山下 善彦君	谷林 正昭君	井上 吉夫君
野間 起君	清水 達雄君	浅尾 慶一郎君	高橋 千秋君
		福山 哲郎君	木俣 佳文君
		佐藤 雄平君	内藤 正光君
		海野 徹君	郡司 彰君
		高嶋 良充君	小宮山 洋子君
			小川 敏夫君
			本田 良一君

伊藤 基隆君	今泉 昭君	農林水産大臣	武部 勤君	農林水産委員	中原 爽君	中野 義一君	久世 公堯君
柳田 稔君	篠瀬 進君	国土交通大臣	扇 千景君	辞任	角田 義一君	内藤 正光君	高嶋 良充君
藤井 俊男君	岡崎トミ子君	(内閣官房長官)	福田 康夫君	辞任	山下 芳生君	白浜 一良君	菅川 健二君
佐藤 泰介君	峰崎 直樹君	(国家公安委員)	村井 仁君	辞任	大門実紀史君	岩佐 惠美君	岡崎トミ子君
江本 孟紀君	川橋 幸子君	(国家公安委員)		辞任	山本 正和君	山本 正和君	市田 忠義君
長谷川 清君	薬科 満治君			辞任	堀原 敬義君	堀原 敬義君	筆坂 秀世君
奥石 東君	円より子君			辞任	八田ひろ子君	八田ひろ子君	市田 忠義君
寺崎 昭久君	足立 良平君			辞任	菅川 健二君	菅川 健二君	市田 忠義君
勝木 健司君	千葉 景子君			辞任	久世 公堯君	久世 公堯君	市田 忠義君
直嶋 正行君	北澤 俊美君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
久保 巨君	江田 五月君			辞任	岩佐 惠美君	岩佐 惠美君	市田 忠義君
山下八洲夫君	広中和歌子君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
黒岩 秩子君	西川きよし君			辞任	岩佐 惠美君	岩佐 惠美君	市田 忠義君
大門実紀史君	宮本 岳志君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
福島 瑞穂君	中村 敦夫君			辞任	岩佐 惠美君	岩佐 惠美君	市田 忠義君
島袋 宗康君	八田ひろ子君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
小泉 親司君	照屋 寛徳君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
齋藤 勤君	大沢 辰美君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
井上 美代君	大脇 雅子君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
佐藤 道夫君	西山登紀子君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
須藤美也子君	阿部 幸代君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
畑野 君枝君	堀 利和君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
岩佐 惠美君	林 紀子君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
富樫 練三君	小池 晃君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
日下部清代子君	谷本 巍君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
竹村 泰子君	吉川 春子君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	笠井 亮君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
池田 幹幸君	洲上 貞雄君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
大淵 絹子君	松前 達郎君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
本岡 昭次君	吉岡 吉典君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
市田 忠義君	筆坂 秀世君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
山下 芳生君	橋本 敦君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
山本 正和君				辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
國務大臣				辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
總務大臣	片山虎之助君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
法務大臣	森山 眞弓君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
財務大臣	塩川正十郎君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君
厚生労働大臣	坂口 力君			辞任	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	市田 忠義君

小川 勝也君	木俣 佳文君
羽田雄一郎君	佐藤 雄平君
経済産業委員	
辞任	補欠
岩佐 惠美君	山下 芳生君
大門美紀史君	西山登紀子君
山本 正和君	梶原 敬義君
国土交通委員	
辞任	補欠
中島 啓雄君	世耕 弘成君
脇 雅史君	釜本 邦茂君
佐藤 雄平君	羽田雄一郎君
続 訓弘君	山本 保君
八田ひろ子君	筆坂 秀世君
環境委員	
辞任	補欠
本岡 昭次君	岡崎トミ子君
山下 芳生君	岩佐 惠美君
予算委員	
辞任	補欠
木村 仁君	山内 俊夫君
南野知恵子君	久野 恒一君
木俣 佳文君	浅尾慶一郎君
柳田 稔君	齋藤 勲君
浜田卓二郎君	松 あきら君
松岡満壽男君	岩本 莊太君
石井 一二君	佐藤 道夫君
決算委員	
辞任	補欠
久野 恒一君	南野知恵子君
岩本 莊太君	松岡満壽男君
行政監視委員	
辞任	補欠
山内 俊夫君	木村 仁君
浅尾慶一郎君	木俣 佳文君

沖繩及び北方問題に関する特別委員
辞任 末広まきこ君 亀井 郁夫君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
外交防衛委員会
理事 益田 洋介君 (益田洋介君の補欠)
経済産業委員会
理事 山下 善彦君 (山下善彦君の補欠)
理事 西山登紀子君 (西山登紀子君の補欠)
環境委員会
理事 岩佐 惠美君 (岩佐惠美君の補欠)
理事 沖繩及び北方問題に関する特別委員会
理事 森田 次夫君 (中川義雄君の補欠)
理事 福本 潤一君 (福本潤一君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
商工会法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(閣法第五一号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第二九号)
同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に

関する法律案(細川律夫君外二名提出)
同日委員長から次の報告書が提出された。
測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八八号)審査報告書
刑法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書
国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(閣議第一号)審査報告書
電気通信役務利用放送法案(閣法第六七号)審査報告書
水道法の一部を改正する法律案(閣法第八九号)審査報告書
農業者年金基金法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員櫻井充君提出案書エイズ問題に関する質問に対する答弁書(第一七号)
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるがあり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
参議院議員福島瑞穂君提出被収容者の増加と刑務官等の労働条件に関する質問(第二八号)(答弁することができる期限 七月二十五日)
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による二千年の国際労働機関第八十八回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。
同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成十二年度環境の状況に関する年次報告及び同法第十二条第二項の規定に基づく平成十三年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書を受領した。

審査報告書
測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十三年五月二十九日
国土交通委員長 今泉 昭
参議院議長 井上 裕殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、測量及び水路測量の基準の世界標準化の進展を踏まえ、測量及び水路測量における経緯度測定の基準を世界測地系に従ったものとする等の措置を講ずるものであって、適切な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。
測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十三年三月二日
内閣総理大臣 森 喜朗
測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案
測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案
測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案
(測量法の一部改正)
第一条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「左の各号に」を「次に」に改め、第一号を削り、同条第二号ただし書中「但し」を「ただし」に、「直角座標又は極座標」を「直角座標及び平均海面からの高さ、極座標及び平均海面からの高さ又は地心直交座標」に改め、同

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する

一〇

号を同条第一号とし、同条第三号中「水平面上」を「第三項に規定する回転楕円体の表面上」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条に次の二項を加える。

2 前項第一号の地理学的経緯度は、世界測地系に従つて測定しなければならない。

3 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測定の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

第六十一条中「五万円」を「百万円」に改める。

第六十二条中「各号の」を「各号のいずれかに」に改める。

第六十三条中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改める。

同条第二号中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第六十三号中「各号の」を「各号のいずれかに」に改める。

第六十四号中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改める。

同条第二号中「第二十九条」を「第二十九条前段」に改める。

第六十五号中「前六条」を「第六十一条から前

条まで」に、「罰する外を」を「罰するほか」に、「各本条を」を「各本条」に改める。

第六十六号中「各号の」を「各号のいずれかに」に改める。

（水路業務法の一部改正）

第二号 水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第九号中「次に掲げる測定の基準に」を「経緯度については世界測地系に、標高及び水深その他の国際水路機関の決定その他の水路測量に関する国際的な決定に基づき政令で定める事項については政令で定める測定の基準に、それぞれに改め、同条ただし書中「国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量その他の次に掲げる測定の基準」を「外国政府のために行う水路測量その他の世界測地系に、国土交通省令で定める基準を「世界測地系に代えて国土交通省令で定める経緯度に関する測定の基準に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測定の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

第二十八号中「五万円」を「百万円」に改める。

第二十九号中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改める。

同条第一号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

「立入」を「立入り」に改め、同条第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第三十条中「罰する外を」を「罰するほか」に、「同条を」を「同条」に改め、ただし書を削る。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公共測量等に係る測定の基準に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に実施中の公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量（測量法第四十七条の規定により指定されたものに限る。）に係る測定の基準については、なお従前の例による。

（水路測量に係る測定の基準に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に海上保安庁及び水路業務法第六号の許可を受けた者が行っている水路測量に係る測定の基準については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北緯二十七度」を「北緯二十七度十四秒」に改める。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「北緯二十七度」を「北緯二十七度十四秒」に改める。

（沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律の一部改正）

第七条 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「北緯二十七度」を「北緯二十七度十四秒」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案）

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年五月二十九日

内閣委員長 江本 孟紀
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における風俗環境の変化にかんがみ、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、店舗型電話異性紹介営業等を営む者に対し電話による会話の申込みをした者が十八歳以上であることの確認の義務付けその他の必要な規制を行うとともに、映像送信型風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定及び特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備を行うほか、精神病者に係る風俗営業の許可の欠格事由の見直しのための規定の整備を行う等の措置を講じようとするものである。よつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

—

—

く。」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、同条第七項中「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第八項中「ならない旨」とあるのは「ならない旨及び十八歳未満の者が第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨」と読み替えるものとする。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。
二 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

三 十八歳未満の従業者を第二条第九項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にする事。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

六 十八歳未満の者からの第二条第九項に規定する会話の申込みを取り次ぐこと。

3 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。

(指示)

第三十一条の十四 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定(前条第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は前条第一項

において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。)に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができ。

店舗型電話異性紹介営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることができ。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条第一項の命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

第五款 無店舗型電話異性紹介営業の規制

(営業等の届出)

第三十一条の十七 無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)

三 事務所の所在地

四 第二条第十項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第三十一条の二第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第六号を除く。）」とあるのは、「第三十一条の十七第一項各号」と読み替えるものとする。

(街頭における広告及び宣伝の規制等)
第三十一条の十八 第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。この場合において店

とができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者が第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型電話異性紹介営業を営んで

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る店舗型電話異性紹介営業を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について権原を有する第三者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができ。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る店舗型電話異性紹介営業を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について権原を有する第三者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができ。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

て、同条第五項第一号イ中「第一項」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、同号ロ中「第二項」とあるのは「第三十一条の十三第三項において準用する第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の十八第一項において準用する第五項第一号」と、「関する第一項」とあるのは「関する第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十七第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけて」と読み替えるものとする。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 十八歳未満の従業者を第二十条第十項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にする事。

二 十八歳未満の者からの第二十条第十項に規定する会話の申込みを取り次ぎ、又は同項に規定する会話の申込みを十八歳未満の者に取り次ぐ事。
3 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二十条第十項に規定する会話の申込みをした者及び同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。
(指示等)

第三十一条の十九 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることが出来る。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所を知ることができず、かつ、当該違反行為がはり紙、はり札又は立看板を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることができる。
(営業の禁止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関し、この法律に規定する罪、刑法第七十四条、第一百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずることが出来る。
(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 公安委員会は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、第三十一条の十九第一項の規定による指示又は前条の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る無店舗型電話異性紹介営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。
2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることが出来るものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることが出来ないものとする。

一 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。
二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪、刑法第七十四条、第一百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合、八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。
第四章第四節第三十五条の三を第三十五条の四とする。
第三十五条の二第一号中「第二十条第九項を」第二十条第十一項に改め、同条を第三十五条の三とする。
第四章第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。
第四節 特定性風俗物品販売等営業の規制
(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業(その販売し、又は貸し付ける物品が第二十六条第五号の政令で定める物品を含むものに限るものと

し、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に關し、刑法第七十五條の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七條の罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業(第二條第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。)について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができ。

第三十六條中、「無店舗型性風俗特殊営業を営む者の下に」、「店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者」を、「(無店舗型性風俗特殊営業を営む者の下に)及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者」を加える。

第三十七條第一項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改め、同條第二項中「又は店舗型性風俗特殊営業」を「店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業」に改める。

第三十八條第二項中「性風俗特殊営業等(性風俗特殊営業を「性風俗関連特殊営業等(性風俗関連特殊営業」に改め、「興行場営業」の下に、「特定性風俗物品販売等営業」を加える。

第四十一條第一項中「第三項」の下に、「第三十一條の十五第一項を加え、若しくは第三十五條の二」に改め、「第三十一條の六第二項第二号」の下に「第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二

項第二号」を加え、「第三十五條の第三第二項」を「第三十五條の四第二項」に改め、「第三十條第二項」の下に「若しくは第三十一條の十五第二項を加え、同條第二項及び第四項中「第三十一條の六第二項第二号」の下に、「第三十一條の十五、第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二項第二号」を加え、「第三十五條の第三第二項」を「第三十五條の二、第三十五條の四第二項」に改める。

第四十一條の第三第一項第一号中「第三十一條の七第二項」の下に及び第三十一條の十七第二項」を加え、「若しくは同條第一項」を、「第三十一條の七第一項若しくは第三十一條の十七第一項」に改め、同項第二号中「第三十一條の十一第二項」の下に、「第三十一條の十九第一項、第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二項を加え、「第三十五條の第三第一項」を「第三十五條の四第一項」に改め、同條第二項中「映像送信型性風俗特殊営業」の下に、「無店舗型電話異性紹介営業」を加える。

第四十九條第一項第四号中「第三十一條の六第二項第二号」の下に、「第三十一條の十五、第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二項第二号」を加え、「又は第三十五條の第三第二項」を、「第三十五條の二又は第三十五條の四第二項」に改め、同條第三項第七号中「第二十八條第一項」の下に「(第三十一條の十三第一項において準用する場合を含む)」を加え、同項第八号中「第二十八條第二項」の下に「(第三十一條の十三第一項において準用する場合を含む)」を加え、同項に次の二号を加える。

十二 第三十一條の十三第二項第一号から第五号までの規定に違反した者

十三 第三十一條の十八第二項第一号の規定に違反した者

第四十九條第四項中「又は第三十一條の第三第二項第一号」を、「第三十一條の第三第二項第一号、第三十一條の十三第二項第二号若しくは第三号又は第三十一條の十八第二項第一号」に改め、同條第五項第六号中「若しくは第三十一條の七第一項」を「第三十一條の七第一項、第三十一條の十二第二項若しくは第三十一條の十七第一項に改め、「第三十一條の七第二項」の下に、「第三十一條の十二第二項、第三十一條の十七第一項」を加え、同條第六項第六号中「若しくは第三十一條の十二第二項(第三十一條の七第二項)を(第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。若しくは第三十一條の十二第二項(第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項)に改め、同項第七号中「第三十一條第四項」の下に「又は第三十一條の十六第四項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條第一項第四号の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 目次の改正規定(第三節 興行場営業の規制(第三十五條)、「第四節」及び「第三十五條の二・第三十五條の三」を改める部分に限る。)、第十八條の二第二項、第三十一條の八第五項及び第三十一條の九第二項の改正規定

定、第四章第四節中第三十五條の三を第三十五條の四とする改正規定、第三十五條の二を第三十五條の三とする改正規定、第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に一節を加える改正規定、第三十八條第二項の改正規定(「興行場営業」の下に、「特定性風俗物品販売等営業」を加える部分に限る。)、第四十一條の改正規定(若しくは第三十五條及び「第三十五條の第三第二項」を改める部分に限る。)、第四十一條の第三第一項第二号の改正規定(第三十五條の第三第一項を改める部分に限る。))並びに第四十九條第一項第四号の改正規定(又は第三十五條の第三第二項を改める部分に限る。)) 公布の日から起算して三月を経過した日

(店舗型電話異性紹介営業等の届出に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「新法」という。第二條第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下単に「店舗型電話異性紹介営業」という。))に該当する営業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一月を経過する日(その日以前に新法第三十一條の十二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日)までの間は、同項及び新法第三十一條の十三第一項において準用する新法第二十八條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の日から一月を経過する日までの間に当該営業について新法第三十一條の十二第一項各号に掲げる事項

を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者は、新法第三十一条の十三第一項において準用する新法第二十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第三十一条の十二第一項の届出書を提出して当該店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者となり。

3 この法律の施行の際現に新法第二十条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下単に「無店舗型電話異性紹介営業」という。)に該当する営業を営んでいる者の当該営業に対する新法第三十一条の十七第一項の規定の適用については、同項中「事務所」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第...号)の施行の日から一月を経過する日までに、事務所」とする。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定であつて、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し行った行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

平成十三年五月三十日 参議院会議録第二十七号

(児童福祉法の一部改正)

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第四号の三中「及び同条第六項の店舗型性風俗特殊営業」を、「同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業」に改める。

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年五月二十九日

法務委員長 日笠 勝之

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

刑法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 刑法の一部を改正する法律案

平成十三年三月二日

内閣総理大臣 森 喜朗

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八章 有価証券偽造の罪(第六百六十二条・第六百六十三条)」を「第十八章 有価証券偽造の罪(第六百六十二条・第六百六十三条) 支払用カード電磁的記録に関する罪(第六百六十三条の二・第六百六十三条の五)」に改める。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第六百六十三条の二から第六百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

第二編第十八章の次に次の一章を加える。

第十八章の二 支払用カード電磁的記録に関する罪

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第六百六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作つた者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作つた者も、同様とする。

2 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者

も、同項と同様とする。

3 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。

(不正電磁的記録カード所持)

第六百六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第六百六十三条の四 第六百六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

2 不正に取得された第六百六十三条の二第一項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者

も、同項と同様とする。

3 第一項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第六百六十三条の五 第六百六十三条の二及び前条第一項の罪の未遂は、罰する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(関税定率法の一部改正)

2 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号中「模造品」の下に

「並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)をその構成部分とするカード」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ユをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 刑法第百六十三条の二から第百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

審査報告書

国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年五月二十九日

財政金融委員長 伊藤 基隆

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本議決案件は、京都迎賓館(仮称)を建設する敷地として、環境省所管の公共用財産(公園)を内閣府所管の公用財産にしようとするため、国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

なお、平成十三年度一般会計予算に京都迎賓館(仮称)施設の整備に要する経費として約十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 京都に建設される迎賓施設の管理運営については、迎賓施設が海外からの国賓及びこれに準ずる賓客の接遇を目的とする施設であることを十分踏まえつつ、維持・管理に要する費用を最小限にとどめる等効率的な使用に努めること。

一 地方公共団体等の行う国際交流事業等に迎賓施設を使用させるに当たっては、使用者の範囲、使用目的等の使用基準を適正に定めるとともに、その使用形態に応じて適切な負担を求めるよう配慮すること。

右決議する。

国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右 国会に提出する。

平成十三年二月十六日

内閣総理大臣 森 喜朗

国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の環境省所管の公共用財産を内閣府所管の公用財産とするため、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- 一 所在地 京都市上京区京都御苑内
- 二 口座名 京都御苑
- 三 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数	量	台帳	価 格
土地	公園	二〇、一四〇・〇〇	平方メートル	二、二六五、二一八	九七〇円
立木	樹木	二二本		四六、七五〇円	
計				二、二六五、二六五、七二〇円	

審査報告書

電気通信役務利用放送法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年五月二十九日

総務委員長 溝手 顕正

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設けようとするもので

あり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電気通信役務利用放送法案

右

国会に提出する。

平成十三年三月九日

内閣総理大臣 森 喜朗

電気通信役務利用放送法案

電気通信役務利用放送法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 登録(第三条・第十条)

第三章 業務(第十二条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十四条)

第五章 罰則(第二十五条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気通信役務利用放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。

2 この法律において「電気通信役務利用放送設備」とは、電気通信役務利用放送の用に供される電気通信設備をいう。

3 この法律において「電気通信役務利用放送事業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「電気通信」、「電気通信設備」、「電気通信役務」又は「電気通信事業」とは、それぞれ電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号から第四号までに規定する電気通信、電気通信設備、電気通信役務又は電気通信事業をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める電気通信役務利用放送の種類

三 電気通信役務利用放送設備の概要

四 業務区域

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第四条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を電気通信役務利用放送事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第五条 総務大臣は、第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち

ちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 電気通信役務利用放送の業務を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有しない者

五 総務省令で定める技術基準に適合する電気通信役務利用放送設備を権原に基づいて利用できない者

六 電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によって行われるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しない者

2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第六条 電気通信役務利用放送事業者は、第三条

第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第三条第三項、第四条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替へるものとする。

4 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第七条 電気通信役務利用放送事業者が電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は電気通信役務利用放送事業者について相続、合併若しくは分割(電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により電気通信役務利用放送の業務を行う事業を承継すべき相続

人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該電気通信役務利用放送事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第五条第一項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気通信役務利用放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前条第四項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(業務の廃止等の届出)

第八条 電気通信役務利用放送事業者は、電気通信役務利用放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 電気通信役務利用放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録の取消)

第九条 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。
一 第五条第一項第一号又は第三号のいずれか

に該当するに至ったとき。

二 電気通信役務利用放送事業者が第十六条第三項の規定による命令に違反した場合において、電気通信役務利用放送の受信者の利益を阻害すると認めるとき。

三 正当な理由がないのに、登録を受けてから一年以内に電気通信役務利用放送の業務を開始せず、又は一年を超えて引き続き電気通信役務利用放送の業務を休止したとき。

四 不正の手段により第三条第一項の登録又は第六条第一項の変更登録を受けたとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第十条 総務大臣は、第八条第一項若しくは第二項の規定による届出があったとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該電気通信役務利用放送事業者の登録を抹消しなければならない。

第三章 業務

(設備の維持)

第十一条 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第一項の登録に係る電気通信役務利用放送設備を第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(再送信)

第十二条 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者(放送法第一条第三号の二に規定する放送事業者をいい、同条第三号の四に規定する受託放送

事業者を除く。第十五条において同じ。)の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送(同法第二条第一号に規定する放送をいい、委託して行わせるもの及び電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。第十五条において同じ。)を受信し、これらを再送信してはならない。

電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。)について準用する。この場合において、同法第三条の二(第二項を除く。)、第三条の三から第三条の五まで、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「放送事業者」とあり、同法第五十一条第二項及び第五十一条の二から第五十二条の三までの規定中「一般放送事業者」とあり、並びに同法第五十二条の二十七中「委託放送事業者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、同法第四条中「放送設備」とあり、及び同法第五十二条中「設備」とあるのは「電気通信役務利用放送設備」と、同法第五十一条第一項中「一般放送事業者の審議機関は、委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数)」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の審議機関は、委員七人」と、同条第三項中「一般放送事業者受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。)の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。)又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。))とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の業務区域」と、「部分の放送区域等」とあるのは「部分の業務区域」と、「これらの一般放送事業者」とあるのは「これらの電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条中「放送事業者」とあるのは「電気通信役務

第十三条 電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供しようとするときは、その国内の業務区域における料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

第十四条 電気通信役務利用放送事業者は、正当な理由がなければ、その国内の業務区域における電気通信役務利用放送の役務の提供を拒んではならない。

2 有料の電気通信役務利用放送の役務を提供する電気通信役務利用放送事業者は、その国内の業務区域において、前項の規定により届け出た契約約款以外の提供条件により有料の電気通信役務利用放送の役務を提供してはならない。

(役務の提供義務)

第十四条 電気通信役務利用放送事業者は、正当な理由がなければ、その国内の業務区域における電気通信役務利用放送の役務の提供を拒んではならない。

(放送法の準用)

第十五条 放送法第三条、第三条の二(第二項を除く。)、第三条の三から第五条まで、第五十一条から第五十二条の三まで及び第五十二条の二十七の規定は、電気通信役務利用放送(他の電

気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。)について準用する。この場合において、同法第三条の二(第二項を除く。)、第三条の三から第三条の五まで、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「放送事業者」とあり、同法第五十一条第二項及び第五十一条の二から第五十二条の三までの規定中「一般放送事業者」とあり、並びに同法第五十二条の二十七中「委託放送事業者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、同法第四条中「放送設備」とあり、及び同法第五十二条中「設備」とあるのは「電気通信役務利用放送設備」と、同法第五十一条第一項中「一般放送事業者の審議機関は、委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数)」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の審議機関は、委員七人」と、同条第三項中「一般放送事業者受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。)の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。)又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。))とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の業務区域」と、「部分の放送区域等」とあるのは「部分の業務区域」と、「これらの一般放送事業者」とあるのは「これらの電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条中「放送事業者」とあるのは「電気通信役務

利用放送事業者の」と、同法第五十二条の二十
七中「受託内外放送」とあるのは「国内及び外国
において受信されることを目的とする電気通信
役務利用放送」と、「放送対象地域」とあるのは
「業務区域」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(改善命令等)

第十六条 総務大臣は、電気通信役務利用放送設
備が第五条第一項第五号の総務省令で定める技
術基準に適合していないと認めるときは、電気
通信役務利用放送事業者に対し、当該技術基準
に適合するように当該電気通信役務利用放送設
備を改善すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、第十三条第一項の規定により届
け出た契約約款に定める提供条件がその電気通
信役務利用放送事業者の国内の業務区域におけ
る受信者の利益を阻害していると認めるとき
は、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該
契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者が
この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこ
れらに基づく処分に違反したときは、三月以内
の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務
の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告及び検査)

第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な
限度において、電気通信役務利用放送事業者に
対し、電気通信役務利用放送設備の状況その他
必要な事項の報告を求め、若しくはその職員
に、電気通信役務利用放送事業者が電気通信役

務利用放送設備を設置する場所に立ち入り、電
気通信役務利用放送設備を検査させ、又は政令
で定めるところにより、電気通信役務利用放送
事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の
状況の報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し
なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(電波監理審議会への諮問)

第十八条 総務大臣は、次に掲げる事項について
は、電波監理審議会に諮問しなければならない。
い。

一 第五条第一項第五号若しくは第六号又は第
二十二条第一項第二号若しくは第三号の総務
省令の制定又は改廃

二 第九条第一項の規定による登録の取消し

三 第十六条第二項の規定による命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事項のうち、
電波監理審議会が軽微なものと認めるものに
ついては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問し
ないで措置をすることができる。

(意見の聴取)

第十九条 電波監理審議会は、前条第一項第一号
及び第二号の規定により諮問を受けた場合に
は、意見の聴取を行わなければならない。

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条
第一項第三号の規定により諮問を受けた場合に
おいて必要があると認めるときは、意見の聴取

を行うことができる。

3 電波法第九十九条の十二第三項から第八項ま
での規定は、前二項の意見の聴取に準用する。
(勧告)

第二十条 電波監理審議会は、第十八条第一項各
号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要
な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、そ
の内容を公表しなければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第二十一条 電波法第七章及び第百十五条の規定
は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定
による総務大臣の処分についての異議申立て及
び訴訟に関し準用する。

(適用除外等)

第二十二条 この法律の規定は、次に掲げる電気
通信役務利用放送については、適用しない。
一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する
法律第二条に規定する有線ラジオ放送に該当
する電気通信役務利用放送

二 有線テレビジョン放送法第二条第一項に規
定する有線テレビジョン放送に該当する電気
通信役務利用放送であつて、その規模が総務
省令で定める基準を超えない電気通信役務利
用放送設備により行われるもの

三 その全部が電気通信事業法第九十条第一項
第二号に規定する電気通信事業を営む者が提
供する電気通信役務を利用して行われる電気
通信役務利用放送その他その送信の技術及び
役務の提供条件等からみて受信者の利益及び
電気通信役務利用放送の健全な発達を阻害す

るおそれがないものとして総務省令で定める
電気通信役務利用放送(前二号に該当するも
のを除く。)

2 前項の規定にかかわらず、第十五条において
準用する放送法第三条の規定は、同項第三号に
掲げる電気通信役務利用放送についても適用す
る。

(総務省令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この
法律を実施するため必要な事項は、総務省令で
定める。

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃するとき、その命令で、その制
定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する
経過措置を含む)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者
は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

一 第三条第一項の規定に違反して電気通信役
務利用放送の業務を行った者

二 第十六条第三項の規定による業務の停止の
命令に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して第三条第二
項第二号から第四号までに掲げる事項を変更
した者

二 第十五条において準用する放送法第四条第
一項の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、私事に係るときは、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による届出をした契約約款によらないで、国内において有料の電気通信役務利用放送の役務を提供した者

二 第十六条第二項の規定による命令に違反した者

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第二十六条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

第二十九条 第六条第四項、第七条第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項第一号に

係る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(電気通信役務利用放送に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に電気通信役務利用放送(第二十一条第一項各号に掲げるものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)の業務を行っている者(次条第一項に規定する者を除く)は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第五条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該電気通信役務利用放送の業務を行うことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者が第三条第一項の登録を受けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「その実施前に」とあるのは、「第三条第一項の登録後遅滞なく」とする。

第四条 この法律の施行の際現に附則第八条の規定による改正前の有線テレビジョン放送法(以下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。)第十二条の規定による届出に係る有線テレビジョン放送(電気通信役務利用放送に該

当するものに限る。)の業務を行っている者は、この法律の施行の日から三年間(当該期間内に第三条第一項の登録又は第五条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該有線テレビジョン放送の業務を行うことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き当該有線テレビジョン放送の業務を行うことができる場合においては、同項に規定する者については、附則第八条の規定による改正後の有線テレビジョン放送法第三十一条の規定にかかわらず、同法の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、旧有線テレビジョン放送法第十二条の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、総務省令で定める場合を除き、同項の規定にかかわらず、第三条第一項の登録を受けなければならない。

4 第一項に規定する者であつて旧有線テレビジョン放送法第十三条第二項に規定する同意を得ているものが第三条第一項の登録を受けたときは、当該同意は、第十二条に規定する同意とみなす。

5 前条第二項の規定は、第一項に規定する者について準用する。

(電波法の一部改正)
第五条 電波法の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「無線局」の下に「電気通信業務を行うことを目的とするもの」を加え、「一」に「を」を「いづれかに」に改める。

第六条第二項中「放送をする無線局」の下に「(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。)」を加える。

第七条第一項中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同項第三号中「放送をするもの」を「放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)」に改める。

第二十六条第二項及び第五十二条中「放送をする無線局」の下に「(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)」を加える。

第九十九条の二中「電波及び放送」を「電波、放送」に改め、「第九十九条の二第二項」を削り、「同じ。」の下に「及び電気通信役務利用放送(平成十三年法律第 号)第二十一条第一項に規定する電気通信役務利用放送」を加え、「及び放送法」を「放送法及び電気通信役務利用放送法」に改める。

第九十九条の三第三項中「一」を「いづれかに」に改め、同項第三号中「放送事業者」の下に「電気通信役務利用放送法第二十一条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第九十九条の十四第二項中「及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条」を「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条及び電気通信役務利用放送法第二十

審査報告書

水道法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月二十九日

厚生労働委員長 中島 眞人
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水道の管理を適正なものとし、かつ、水道水の安定供給を図るため、水道事業の広域化を促進するための規定を整備するとともに、専用水道の範囲の拡大、貯水槽水道に関する責任の明確化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、流域における健全な水循環の観点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する施策の充実を図ること。
- 二、環境への負荷を低減するため、節水型社会に向けた施策を積極的に進めるとともに、合理的な水需給計画とすること。
- 三、水道施設の老朽化や震災等への対策を充実す

る観点から、水道施設の更新が適切に行われるよう、技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。

四、近年の地下水汚染の進展やクリプトスポリジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水道水質基準に係る国際的な動きも踏まえつつ、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。また、鉛の水質基準については、早期に見直すとともに、その達成に向けて技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。

五、貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政の強化・充実を図るとともに、水道事業者及び利用者が積極的に関与できる体制づくりについて検討を進めること。

右決議する。

水道法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十三年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 福田 康夫

水道法の一部を改正する法律案

水道法の一部を改正する法律

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「百人をこえる者にその居住に必要な水を供給するもの」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

第八条第一項第五号中「第十四条第四項各号に規定する」を「第十四条第二項各号に掲げる」に改める。

第十条第一項中「変更しようとするとき」の下に「(次の各号のいずれかに該当するときはを除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。

二 その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

第十条に次の一項を加える。

3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十一条中「事業」を「水道事業」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十四条第二項及び第三項を削り、同条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

第十四条第四項第四号中「差別的取扱」を「差別的取扱」に改め、同項に次の一号を加える。

五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に關し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

第十四条第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条に次の三項を加える。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

第十五条第一項中「需用者」を「需要者」に、「申込」を「申込み」に改める。

と、「同条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第十九条第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十五条第三項中「地方公共団体たる」を「地方公共団体である」に改める。

第四十六条第二項及び第四十八条の二第一項中「第十三条第一項の下に」及び第二十四条の三第二項を加える。

第五十条第四項中「第十三条第一項及び」の下に「第二十四条の三第二項並びに」を加える。

第五十二条中「一」を「いずれかに」に改める。

第五十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第二十四条の三第一項第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して、業務を委託した者

七 第二十四条の三第三項第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して、業務を委託した者

五十四条中「一」を「いずれかに」に改める。

第五十五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十四条第三項」を「第十四条第六項」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条第三項、第十一条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。)、第二十四条

条の三第二項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)(又は第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十五条の二中「一」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専用水道に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の水道法以下「新法」という。第三条第六項の規定により新たに専用水道となるもの(以下この条において「新規専用水道」という。))を設置している者は、この法律の施行後六月以内に、都道府県知事に、水道施設の概要その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定に違反して、同項に規定する事項を届け出ず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

4 第一項の届出をした者は、当該届出に係る事項について、新法第三十二条の確認を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に新規専用水道において新法第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、又はその事務に従事する他の職員を監督している者については、この法律の施行後三年間は、当該新規専用水道について、新法第三十四条第一項において準用する新法第十九条第三項の規定は、適用しない。

6 新規専用水道については、この法律の施行後一年間は、新法第五条の規定は、適用しない。

(供給規程に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に水道事業を営んでいる地方公共団体の新法第十四条第一項に規定する供給規程が、この法律の施行の日において同条第二項第五号に掲げる要件に適合していないときは、当該地方公共団体は、この法律の施行後一年以内に当該供給規程の変更を行い、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際現に水道事業を営んでいる地方公共団体以外の者の新法第十四条第一項に規定する供給規程が、この法律の施行の日において同条第二項第五号に掲げる要件に適合していないときは、その者は、この法律の施行後一年以内に当該供給規程の変更を行い、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月二十九日

農林水産委員長 太田 豊秋

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十三年一般会計予算(農林水産省所管)に、経営移譲年金給付費補助金の内数として三百八十二億円、農業者年金給付費等負担金として約百二十一億七千六百万円、特例付加年金助成補助金として約三十六億二百万円が計上されている。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年四月五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法の一部を改正する法律
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員等(第七條―第十八条)

第三章 業務

第一節 通則(第十九条―第二十一条)

第二節 農業者年金事業

第一款 被保険者(第二十二條―第二十八條)

第二款 給付

第二目 通則(第二十九條―第三十八條)

第二目 農業者老齢年金(第三十九條―第四十一条)

第三目 特例付加年金(第四十二條―第四十五条)

第四目 死亡一時金(第四十六條―第四十九條)

第五目 給付の制限(第五十條―第五十一条)

第三款 積立金(第五十三條―第五十四条)

第四款 費用(第五十五條―第五十九条)

第五款 審査会(第六十條―第六十四条)

第六款 雑則(第六十五條―第七十三条)

第四章 財務及び会計(第七十四條―第八十一条)

第五章 監督(第八十二條―第八十四条)

第六章 雑則(第八十五條―第八十八条)

第七章 罰則(第八十九條―第九十一条)

附則

第一条中「経営移譲及び」を削り、「行ない、並びに当該事業に関連して農地等の買入れ及び売渡し等の業務を行なう」を「行う」に、「に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与する」を「を」とともに、農業者の確保に資する」に改める。

第三条第二項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第八条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第九条中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第十二条第一項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第十三条ただし書中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第十七条第五項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第八項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削る。

第二十条第一項中「主務大臣の認可」を「農林水産大臣の認可」に、「農業者年金事業の給付に関する決定、農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む)に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付け」を「及び農業者年金事業の給付」に改め、同項第三号中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第一項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第二項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(被保険者の資格)
第二十二條 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の被保険者(六十歳未満の者に限り、同法第七條第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九條、第九十條第一項又は第九十條の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十條の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。)であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

第二十三條を削る。

第二十四條第一項を削り、同条第二項中「前条第一項又は第二項」を「前条」に改め、同項を同条とし、同条を第二十三條とする。

第二十五條中「日の翌日(第二号から第四号まで及び)を「日(第一号又は)に、」ときは、その日を「ときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日」に改め、同条第二号ただし書中「次のイ又はロに該当する」を「国民年金法第九條第一号又は第三号に該当するに至つたことにより国民年金の被保険者の資格を喪失した」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「第七條第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 国民年金法第八十九條、第九十條第一項若しくは第九十條の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十條の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

第二十五條第五号を削り、同条第六号中「六十歳」を「六十歳」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業に従事する者でなくなつたとき。

第二十五條第七号から第十一号までを削り、同条を第二十四條とする。

第二十八條に見出しとして「(任意脱退)」を付し、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を削り、同項各号を削り、同条を第二十五條とする。

第二十九條第一項中「被保険者期間」を「農業者年金の被保険者期間(以下単に「被保険者期間」という。))」に改め、同条第二項ただし書及び第三項中「さらに」を「更に」に改め、同条を第二十六條とする。

第三十條中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第二十七條とし、第三十一條を第二十八條とする。

第三十二條第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 特例付加年金

第三十二條第三号を削り、第四号を第三号とし、第三章第二節第一款第一目中同条を第二十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

(年金給付及び死亡一時金の額の基準)

第三十條 年金たる給付(以下「年金給付」という。及び死亡一時金の額は、被保険者期間の各月の保険料及び第五十九條の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の額の総額に照らし、農林水産省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

第三十三條を削り、第三十四條を第三十一條とする。

第三十四條の二及び第三十五條を削る。

第三十六條の見出し中「及び支給期月」を削り、同条第三項を削り、同条を第三十二條とする。

第三十七條第一項中「又は脱退一時金」を削り、「配偶者」の下に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))」を加え、同条第三項及び第四項中「又は脱退一時金」を削り、同条を第三十三條とする。

第三十七條の二の前の見出しを削り、同条第一項中「経営移譲年金」を「特例付加年金」に改め、同

平成一十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

一三五

条第二項を削り、同条を第三十四条とし、同条の前に見出しとして「(年金の支払の調整)」を付する。

第三十七條の三中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第三十五條とし、第三十八條を第三十六條とする。

第三十九條中「差し押えること」を「差し押さえること」に改め、同条ただし書中「及び脱退一時金を削り、差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同条を第三十七條とする。

第四十條ただし書中「及び脱退一時金を削り、同条を第三十八條とする。

第三章第二節第一款第二目を削る。

第四十七條第一項中「経営移譲年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済期間等が二十年以上であるもの」を「保険料納付済期間(納付された保険料(第六十六條の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)を有する者」に改め、同条第二項を削り、第三章第二節第一款第三目中同条を第三十九條とする。

第四十八條中「八百九十三円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た」を「納付された保険料及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した」に改め、同条を第四十條とし、同条の次に次の一条を加える。

(失権)

第四十一條 農業者老齢年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第四十九條及び第四十九條の二を削る。

第三章第二節第二款第三目を同款第二目とし、同目の次に次の一目を加える。

第三目 特例付加年金

(支給要件)

第四十二條 特例付加年金は、特例保険料納付済期間(納付された保険料のうち第五十六條第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、

又は変更されたもの(第五十九條第一項において「特例保険料」という。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。ただし、その者が第五十六條第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの(同条第一項の規定による申出をしなかつた者に限る。)であるときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等(保険料納付済期間と第五十六條第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)が二十年以上である者であつて農業を営む者でなくなつたもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。)が、六十歳に達したとき。

二 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した後、農業を営む者でなくなつたとき(所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した場合その他の政令で定める場合に限る。)

六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上に満たない者が、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた日から六十歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、六十歳に達する日の前日において同号に該当しなかつたとすれば、第五十六條第三項第三号から第六号までに掲げる期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期間は、前項の特例付加年

金の支給要件たる同項第一号又は第二号の保険料納付済期間等に算入する。

(年金額)

第四十三條 特例付加年金の額は、第五十九條の規定による国庫補助の額のうちその者に係るもの及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

(準用規定)

第四十四條 第四十一條の規定は、特例付加年金について準用する。

(支給停止)

第四十五條 特例付加年金は、受給権者が農業を営む者となつたとき、その他の政令で定める事由に該当するに至つたときは、その該当している期間、その支給を停止する。

第三章第二節第二款第四目、同款第五目の目名及び第五十三條を削る。

第五十四條の見出し中「死亡一時金の」を削り、同条中「死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者」を「農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、八十歳以下の政令で定める年齢に満たないもの」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条を第四十六條とし、同条の前に次の目名を付する。

第四目 死亡一時金

第五十五條を第四十七條とする。

第五十五條の二中「前二條」を「前條」に、「第五十四條中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」と、前條第一項を「同條第一項」に、「当時」とあるのは「を当時」とあるのは「に改め、同条ただし書中「前條」を「同條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

(金額)

第四十九條 死亡一時金の額は、死亡した者に死亡した日の属する月の翌月から第四十六條の政令で定める年齢に達する日の属する月まで農業

者老齢年金を支給することとすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金の総額を基礎として、予定利率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

第五十六條から第五十八條までを削る。

第五十九條及び第六十條を削り、第三章第二節第二款第六目中第六十一條を第五十條とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十一條 年金給付は、受給権者が、正当な理由がなく、第七十三條第二項の規定による基金の求めに応じなかつたとき、又は同項の規定による基金の職員の質問に応じなかつたときは、その支給を停止することができる。

第六十二條を削る。

第六十三條中「第七十九條第二項」を「第七十二條第二項」に改め、同条を第五十二條とする。

第三章第二節第二款第六目を同款第五目とする。

第三章第二節第三款を削る。

第六十七條の前の見出しを削り、同条第一項中「第七十三條第五項」を「第六十六條第五項」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、第三章第二節第四款中同条を第六十條とし、同条の前に見出しとして「審査会」を付する。

第六十八條第二項中「行なうを「行う」に改め、同条を第六十一條とし、第六十九條を第六十二條とする。

第七十條第一項中「第七十三條第五項」を「第六十六條第五項」に改め、同条を第六十三條とし、第七十一條を第六十四條とする。

第三章第二節第五款中第七十二條を第六十五條とする。

第七十三條第六項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条を第六十六條とし、第七十四條を第六十七條とし、第七十五條を第六十八條とする。

第七十六條第二項中「第七十三條第一項」を「第

六十六條第一項に改め、同条を第六十九條とし、第七十七條を第七十條とする。

第七十八條中「行なう」を「行う」に改め、同条を第七十一條とする。

第七十九條第一項中「主務省令」を「農林水産省令」に、「第三十條」を「第二十七條」に改め、同条第二項中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第七十二條とする。

第八十條第三項を削り、同条第四項中「第一項若しくは第二項を前二項に、行ない、又は前項の規定によつて診断を行なう」を「行う」に、「証票」を「証明書」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第七十三條とする。

第三章第二節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、同款の前に次の二款を加える。

第三款 積立金

(積立金の積立て)

第五十三條 基金は、政令で定めるところにより、年金給付及び死亡一時金に充てるべき積立金次条において単に「積立金」というを積み立てなければならない。

(積立金の運用)

第五十四條 基金の積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

第四款 費用

(保険料)

第五十五條 基金は、農業者老齡年金及び死亡一時金に関する事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、農業者年金の被保険者が決定し、又は変更する。

4 一月につき納付することができ保険料の額は、農業者老齡年金の水準を勘案して、政令で定める額(以下「納付下限額」という。)以上の額

とし、政令で定める額(次条第六項において「納付上限額」という。)を超えない額とする。

(保険料の額の特例)

第五十六條 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。

ロ 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として政令で定めるものを講じていること。

二 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第二項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者(同法第四条第一項の規定による就業計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。)

三 前二号に掲げる者の配偶者であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(前二号に掲げる者に該当する者を除く。)

四 第一号又は第二号に掲げる者の直系卑属であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。)

2 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、それぞれ当該各号に定める日までに前項第一号に掲げる者となることを約した者は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日又は当該各号に定める日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。ただし、次の各号のうちその者が該当することについて申出をした当該号以外の号について申出をする場合については、この限りでない。

一 前項第一号又はロのいずれかのみに該当する者(同項第一号から第四号までに掲げる者に該当する者を除く。)

二 農業を営む者(前項第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。)

三 前二号に掲げる者の配偶者であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者(同項第一号から第三号までに掲げる者に該当する者を除き、この項の規定による最初の申出があつた日において政令で定める年齢に満たない者であつて前号に掲げる者に該当しないものに限る。)

四 この項の規定による最初の申出があつた日から起算して十年を経過した日(その期間内に当該政令で定める年齢に達した場合においては、その達した日)

3 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一 その者が前二項の規定による申出をした日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二 その者が保険料納付済期間を有する者である場合におけるその保険料納付済期間

三 その者が短期被用者年金期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その同号に該当しなくなつた日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。))におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。)を有する者である場合におけるその短期被用者年金期間を合算した期間

四 その者が農林漁業団体役員期間(農業者年金の被保険者が農協組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第一条第一項各号に掲げる法律の規定に基づき設立された法人で政令で定めるものの役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する

場合に限る。においてその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合算した期間(前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

五 その者が農業法人構成員期間(農業者年金の被保険者が法人の営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人が営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。))におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその農業法人構成員期間を合算した期間(第三号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

六 その者が特定被用者年金期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。))におけるその農業者年金の被保険者

でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農業に従事する者であつた期間に限る。)を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前三号に掲げる期間に該当する期間を除くものとし、その合算した期間が十年を超える場合には、十年とする。)

七 その者が国民年金保険料免除期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九條、第九十條第一項若しくは第九十條の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十條の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなつた後これらの規定のいずれにも該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなつた日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。))におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からこれらの規定のいずれにも該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農業に従事する者であつた期間に限る。))を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間を合算した期間

八 農業者年金の被保険者が第一項又は第二項の規定による申出をした場合において、その申出をした日の属する月の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年のその者の農業所得額(農業から生じた所得として政令で

定めるものの額をいう。第六項第一号において同じ。が十分な保険料負担能力を有すると認められる所得の額として政令で定める額(第六項第一号において「所得上限額」という。)を超えるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、第一項又は第二項の政令で定める額を第一項又は第二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一 一月から農林水産省令で定める月までの月 其の申出をした日の属する年の前々年 二 前号の農林水産省令で定める月の翌月から十二月までの月 其の申出をした日の属する年の前年

五 農業者年金の被保険者が第一項又は第二項の規定による申出をした場合において、その者の特例保険料納付済期間の月数が二百四十月を超えない範囲内で政令で定める月数に達しているときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、第一項又は第二項の政令で定める額を第一項又は第二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

六 第一項又は第二項の規定による申出をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者は、それぞれ当該各号に定める月以後の被保険者期間の各月の保険料の額を納付下限額以上の額であつて納付上限額を超えない額に変更しなければならない。

一 その者の農業所得額が所得上限額を超える場合 当該農業所得額が所得上限額を超える年の翌年の第四項第一号の農林水産省令で定める月の翌月

二 その者の特例保険料納付済期間の月数が前項の政令で定める月数に達した場合 その達した月の翌月 七 第一項又は第二項の規定による申出をした者は、いつでも、将来に向かってその申出を撤回

することができる。

(保険料の納付義務)

第五十七條 農業者年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。

二 毎月の保険料は、翌月末までに納付しなければならない。

(保険料の前納)

第五十八條 農業者年金の被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

二 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

三 第一項の規定により前納された保険料については、保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

四 前三項に定めるもののほか、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

(国庫補助)

第五十九條 国庫は、毎年度、基金に対し、特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、農業者年金の被保険者(この当該年度の特例保険料納付済期間における納付下限額と特例保険料の額との差額の合計額に相当する額を補助する。)

二 当該年度の前年度において、特例保険料納付済期間を有する者(特例付加年金に係る受給権者を除く。)(が次の各号のいずれかに該当する者となつた場合には、当該年度の前年度までにおいてこの条の規定により算定した国庫補助の額のうちその者に係るもの(第二号に掲げる者にあつては、その額のうち第五十六條第二項の規定により決定され、又は変更された保険料が納付された期間(第五十六條の規定により当該保険料が徴収された期間を含む。))に係るものに限る。及びその運用収入の額の総額の合計額に相

当する額(以下この項において「合計額相当額」という)を、当該年度において前項の規定により算定した国庫補助の額から減額する。この場合において、当該年度の国庫補助の額から合計額相当額を減額してもなお減額できない額があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該減額できない額を、翌年度以降の国庫補助の額から減額する。

一 第四十二條第一項各号のいずれにも該当しないことが確定となつた者

二 第五十六條第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの(前号に掲げる者に該当する者を除く。)

第三章第三節を削る。

第八十四條中「第十九條第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む。に)に係る経理、同項第二号の業務のうち農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む。に)に係る業務(これに附帯する業務を含む。に)に係る経理及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。に)」を「第十九條第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するもの」に、「それぞれを」その他の経理と区分し「に」改め、「他の業務に係る経理と区分して」を削り、第四章中同条を第七十四條とし、第八十五條を第七十五條とする。

第八十六條中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条を第七十八條とする。

第八十七條第一項中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条第二項中「主務大臣を」農林水産大臣に、「つけなければ」を「付けなければ」に改め、同条第三項中「主務大臣を」農林水産大臣に、「主務省令を」農林水産省令に改め、同条を第七十七條とする。

第八十八條ただし書中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条を第七十八條とし、第八十九條を第七十九條とする。

第九十條中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条を第八十條とする。

第九十一條見出しを含む。中「主務省令を」農林水産省令に改め、同条を第八十一條とする。

第九十二條中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、第五章中同条を第八十二條とする。

第九十三條第一項中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条を第八十三條とする。

第九十四條を削る。

第九十四條の二中「第九十三條を」前条に、「主務大臣を」農林水産大臣に改め、「(第九十六條の規定により農林水産大臣の権限とされたものに限る。に)を削り、同条を第八十四條とする。

第九十五條中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条第一号中「第十九條第二項、を削り、「第八十六條を」第七十六條に改め、同条第二号中「第九十一條の主務省令を」第八十一條の農林水産省令に改め、同条第三号中「第八十七條第一項、第八十八條ただし書又は第九十條を」第七十七條第一項、第七十八條ただし書又は第八十條に改め、第六章中同条を第八十五條とする。

第九十六條を削り、第九十七條を第八十六條とする。

第九十七條の二中「政令を」を「命令を」に、「政令で」を「その命令で」に改め、「経過措置の下に」を「罰則に関する経過措置を含む。」を加え、同条を第八十七條とする。

第九十八條見出しを含む。中「主務省令を」農林水産省令に改め、同条を第八十八條とする。

第九十九條第一項中「第九十三條第一項を」第八十三條第一項に改め、第七章中同条を第八十九條とする。

第一百條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条第四号中「第八十九條を」第七十九條に改め、同

条第五号中「第九十二條第二項を」第八十二條第二項に、「主務大臣を」農林水産大臣に改め、同条を第九十條とする。

第一百一條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第三十條又は第七十九條を」第二十七條又は第七十二條に改め、同条を第九十一條とする。

附則第十條の二を削り、附則第十一條及び第十二條を次のように改める。

(農業者老齢年金の支給の繰上げ)

第十一條 保険料納付済期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、当分の間、六十五歳に達する前に、基金に農業者老齢年金の支給繰上げの請求をすることができ

る。

2 前項の請求があつたときは、第三十九條の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

(特例付加年金の支給の繰上げ)

第十二條 特例保険料納付済期間を有する者であつて次の各号のいずれにも該当するものうち、六十歳以上六十五歳未満である者は、当分の間、六十五歳に達する前に、基金に特例付加年金の支給繰上げの請求をすることができ

る。

ただし、その者が第四十二條第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上であること。

二 農業を営む者でないもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。)であること。

2 前項の請求は、前条第一項の請求をしていない者にあつては、同項の請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、第四十二條第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に特例付加年金を支給する。

4 第四十二條第二項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十二條第一項」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同項第一号」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則第十八條及び第三十七條の規定は、公布の日から施行する。

(用語の定義)

第二條 この条から附則第六條まで、第八條から第十三條まで、第十五條、第十六條、第十九條及び第二十七條において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。

二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。

三 平成二年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)をいう。

四 旧二年改正法 附則第三十三條の規定による改正前の平成二年改正法をいう。

五 旧七年改正法 附則第三十五條の規定による改正前の農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成七年法律第三号)をいう。

(業務に関する経過措置)

第三條 農業者年金基金(以下「基金」という)は、当分の間、新法第十九條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に農業者年金の被保険

2 施行日前の旧法第二十三条第二号に規定する保険料納付済期間等、施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間等に算入するものとされた期間を含む。以下「旧保険料納付済期間等」という。を有する者昭和二十二年一月一日以前に生まれた者を除く。について次表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、その者の申出により、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、旧保険料納付済期間等を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

新法第四十二條及び新法附則第十二條第一項
第一号
新法第五十六條第三項

保険料納付済期間等
次に掲げる期間を合算した期間

(厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例)

第六條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六條第一項第二号に掲げる事業所又は事務所(常時五人以上の従業員を使用する事業所を事務所を除く)に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が当該事業所又は事務所に同項の規定が適用されるに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなして新法第二十四條第三号(国民年金法(昭和三十三年法律第百四十一号)第七條第一項第二号に該当するに達したときに限る)を除く)の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなった日のいずれか早い日(施行日以後の日に限る)の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間(その者の申出により、次の表の上欄に掲げる規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める)。

新法第四十二條及び新法附則第十二條第一項
第一号
新法第五十六條第三項

保険料納付済期間等
次に掲げる期間を合算した期間

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第五十六條第三項第五号に規定する農業法人構成員期間及び同項第六号に規定する特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

(農業者年金の被保険者資格の喪失)

第七條 施行日の前日において農業者年金の被保険者であった者は、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。

(施行日前に農業者年金の被保険者であった者に係る年金給付の特例)

第八條 施行日前に農業者年金の被保険者であった者(施行日の前日において旧法による年金給付に係る受給権を有していた者を除く)について、

では、旧法中旧法による経営移讓年金及び農業者老齡年金の支給要件に關する規定並びにこれらの年金給付の支給要件に關する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

平成十三年五月三十日 參議院會議録第二十七号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

旧法第四十一條第一項	農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者	農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百四十一号)以下この項において「平成十三年改正法」という。の施行の日(以下この条において「施行日」という)前日(農業者年金の被保険者であつた者昭和三十三年一月一日以前に生まれた者に限る。次項において同じ)。
旧法第四十一條第一項第一号	保険料納付済期間等	平成十三年改正法による改正前の農業者年金基金法(次條第一項第二号イにおいて平成十三年改正法に準じていう)第二十三條第二項第三号に規定する保険料納付済期間等(施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間等に算入するものとされた期間を含む。施行日の前日以後の期間に算入するものに限る。以下「旧保険料納付済期間」という)と平成十四年一月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの期間とを合算した期間
旧法第四十一條第一項第二号	保険料納付済期間等が二十年に満たない者	旧保険料納付済期間等が二十年に満たない者であつて、旧保険料納付済期間等と平成十四年一月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの期間とを合算した期間が二十年以上となるもの
旧法第四十一條第二項	六十五歳に達する日前に保険料納付済期間等が二十年に達したとき	平成十三年改正法が施行されたとき
旧法第四十一條第二項第一号	農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者	施行日前に農業者年金の被保険者であつた者
旧法第四十一條第二項第二号	保険料納付済期間等	旧保険料納付済期間等と平成十四年一月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの期間とを合算した期間
旧法第四十一條第三項	六十五歳に達する日	施行日
旧法第四十一條第三項第一号	又は特定被用者年金期間	若しくは特定被用者年金期間又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八十一号)附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入されることとなる期間
旧法第四十一條第三項第二号	同項第二号	同項第一号又は第二号

旧法第四十二條第一項第二号イ	農業者年金の被保険者である六十歳未満の者	平成十三年改正前法における農業者年金の被保険者に相当するものとして政令で定める者(次号イにおいて「被保険者相当者」という。)である六十歳未満の者
旧法第四十二條第一項第二号ロ	一人の者(経営移譲者が第二十三條第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつてゐる者があるときは、その者)	一人の者
旧法第四十二條第一項第三号イ	農業者年金の被保険者	被保険者相当者

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による年金給付(施行日前の旧法第二十二條第二項第七号ロに規定する保険料納付済期間(施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間に算入するものとされた期間を含む。附則第十三條において「旧保険料納付済期間」という。)をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この項及び次項において同じ。))については、前項、次項及び第四項の規定を適用する場合並びに当該年金給付の額の改定に関する事項を除き、なお従前の例による。

3 前項に規定する年金給付については、旧法中当該年金給付の額の計算(年金給付の額の改定(旧法第四十四條第四項の規定による改定を除く。))に関する事項を除く。以下この項において同じ。及びその支給の停止に関する規定並びに当該年金給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

旧法第四十四條第一項第一号	支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ。))に於いての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額	生まれた日についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号。以下「平成十三年改正法」という。)附則別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(平成十三年改正法附則別表第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ。))の区分の欄に掲げる額
---------------	---	--

旧法第四十四條第一項第二号	支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額	平成十三年改正前法における農業者年金基金法(次項第二号イにおいて「平成十三年改正前法」という。)第二十二條第二項第七号ロに規定する保険料納付済期間(平成十三年改正法の施行日の前日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間に算入するものとされた施行の期間に係るものに限る。以下「旧保険料納付済期間」という。)
旧法第四十四條第一項第三号	保険料納付済期間	旧保険料納付済期間
旧法第四十四條第二項第一号イ	農業者年金の被保険者を	平成十三年改正前法における農業者年金の被保険者に相当するものとして政令で定める者(以下この号において「被保険者相当者」という。)を
旧法第四十八條	農業者年金の被保険者又は八百九十三円	被保険者相当者又は
旧法第四十九條第二項	支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる額	生まれた日についての平成十三年改正法附則別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

4 旧法第二十三條第一項第二号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者についての前項の規定による読替後の旧法第四十四條第一項、第四十八條及び第四十九條第二項の規定の適用については、これらの規定中「月数」とあるのは、「月数と旧保険料納付済期間(四十五歳に達した日の属する月の翌月以後の期間に係るものに限る。))の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数」とする。

(脱退一時金の支給の特例)

第九條 附則第七條の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者であつて、その次のに掲げる期間を合算した期間が二十年未満であるものについては、旧法中旧法による脱退一時金の支給要件及びその額に関する規定並びに

当該脱退一時金の支給要件及びその額に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五十三条中「保険料納付済期間等」とあるのは「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第九条第一項各号に掲げる期間を合算した期間」と、旧七年改正法附則第十五条第六号中「平成九年一月以後」とあるのは「平成九年一月から平成十三年十二月まで」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 旧保険料納付済期間等
二 平成十四年一月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの期間
三 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による脱退一時金については、同項の規定を適用する場合及び当該脱退一時金の失権に關する事項を除き、なお従前の例による。

第十條 施行日前に旧法第二十五條第一号及び第六号を除く。、第二十七條又は第二十八條の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者(次項において「施行日前資格喪失者」という。及び附則第七條の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者であつて、その者の前条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が二十年以上であるもの(施行日の前日において旧法による年金給付に係る受給権を有していた者及び施行日以後に附則第八條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第三十四條第一項の請求をした者を除く。))については、旧法中旧法による脱退一時金の支給要件及びその額に關する規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧法第五十三條	場合	新規定
資格喪失日(農業者年金の被保険者の資格を喪失した日)をいう。以下同じ。この前日において資格喪失日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上あり、かつ、保険料納付済期間等が二十年未満	農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第九條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が二十年以上	農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第九條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が二十年以上
及び死亡一時金の額は、資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間に於ける別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(年金給付の支拂を受ける者又は支給を受けるべき年金給付の額に、その死亡一時金を加へた額)に、その死亡一時金の総額を控除した額	場合、その請求(平成十三年改正法の施行の日以後に行われるものに限る。)により	の額は、納付された保険料(第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。平成十三年改正法の施行の日以前の被保険者期間に係る保険料に限る。)の総額に相当する額に十分の八を乗じて得た額

2 施行日前資格喪失者が、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、その農業者年金の被保険者でなくなつた日から施行日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、施行日の前日において同号に該当しなくなつたとすれば、旧法第二十二條第二項第三号から第六号までに規定する短期被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業生産法人構成員期間若しくは特定被用者年金期間又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八十一号)附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入されることとなる期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期間は、前条第一項第一号の旧保険料納付済期間等に算入する。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による脱退一時金については、同項の規定を適用する場合及び当該脱退一時金の失権に關する事項を除き、なお従前の例による。

(旧経営移讓年金受給権者等に係る年金給付の特例)
第十一條 旧経営移讓年金受給権者(施行日の前

日において旧法による経営移讓年金に係る受給権を有していた者をいう。及び旧農業者老齡年金受給権者(施行日の前日において旧法による農業者老齡年金に係る受給権を有していた者をいう。に係る年金給付については、次項の規定を適用する場合及び当該年金給付の額の改定に關する事項を除き、なお従前の例による。)

2 前項に規定する年金給付については、旧法中当該年金給付の額の計算(年金給付の額の改定(旧法第四十四條第四項の規定による改定を除く。))に關する事項を除く。以下この項において同じ。及びその支給の停止に關する規定並びに当該年金給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。))は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧法第四十四條第四項第一号	特定讓受者(同項第二号イに掲げる者に限る。)	新規定
農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)による改正前の農業者年金基金法(以下「平成十三年改正法」という。第四十四條第二項第二号イに規定する特定讓受者(平成十三年改正法第四十二條第一項第二号イに掲げる者に限る。))に相當するものとして政令で定める者	特定讓受者(同号イに掲げる者に限る。)	平成十三年改正法第四十四條第二項第二号イに規定する特定讓受者(平成十三年改正法第四十二條第一項第二号イに掲げる者に限る。))に相當するものとして政令で定める者

旧法第四十六條第三項	特定譲受者以外	平成十三年改正前法第四十四條第二項第二号イに規定する特定譲受者に相当するものとして政令で定める者以外
旧法第四十八條及び旧七年改正法附則第十條第一項	八百九十三円	九百十五円
旧法別表第一の第二欄及び旧七年改正法附則第九條第一項	七百七十七円	七百三十三円
	八百七十円	八百二十一円
	九百六十四円	九百十円
	千七十一円	千十一円
	千百九十二円	千百二十四円
	千三百三十九円	千二百六十三円
旧法別表第一の第三欄及び旧七年改正法附則第九條第三項	二百五十八円	二百四十四円
	二百九十円	二百七十四円
	三百二十一円	三百三円
	三百五十七円	三百三十七円
	三百九十七円	三百七十五円
旧法別表第一の第四欄及び旧七年改正法附則第十一條第一項	四百四十六円	四百二十一円
	五百十八円	五百三十一円
	五百八十円	五百九十五円
	六百四十三円	六百五十九円
	七百十四円	七百三十二円
	七百九十五円	八百十五円
	八百九十三円	九百十五円
旧七年改正法附則別表第一の第二欄	千七百八十六円	千六百八十五円
	千六百六十八円	千五百七十四円
	千五百五十三円	千四百六十五円
	千四百四十一円	千三百六十円
	千三百三十一円	千二百五十六円
	千三百十三円	千二百三十九円

旧七年改正法附則別表第一の第三欄		
	千二百二十八円	千五百十八円
	千四百十六円	千八十一円
	千五十円	九百九十一円
	九百七十三円	九百十八円
	八百九十七円	八百四十六円
	八百八十四円	八百三十五円
	八百七十一円	八百二十二円
	八百五十八円	八百十円
	八百四十七円	七百九十九円
	八百三十五円	七百八十七円
	八百二十二円	七百七十六円
	八百十一円	七百六十五円
	七百九十九円	七百五十四円
	七百八十八円	七百四十三円
	千八百七十七円	千七百七十一円
	千七百五十三円	千六百五十四円
	千六百三十二円	千五百四十円
	千五百十四円	千四百二十八円
	千三百九十九円	千三百二十円
	千三百七十九円	千三百二円
	千二百九十三円	千二百二十円
	千二百二十七円	千百五十七円
	千百四十六円	千八十一円
	千六十七円	千七円
	千五円	九百四十八円
	九百九十一円	九百三十五円
	九百七十六円	九百一十一円
	九百六十二円	九百八円

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

旧七年改正法附則別表第一の第四欄		旧七年改正法附則別表第一の第五欄	
九百四十九円	八百九十五円	九百四十九円	八百九十五円
九百三十五円	八百八十三円	九百三十五円	八百八十三円
九百二十二円	八百七十円	九百二十二円	八百七十円
九百九円	八百五十七円	九百九円	八百五十七円
八百九十六円	八百四十五円	八百九十六円	八百四十五円
八百八十三円	八百三十三円	八百八十三円	八百三十三円
千九百六十七円	千八百五十六円	千九百六十七円	千八百五十六円
千八百三十七円	千七百三十四円	千八百三十七円	千七百三十四円
千七百十円	千六百十四円	千七百十円	千六百十四円
千五百八十七円	千四百九十七円	千五百八十七円	千四百九十七円
千四百六十六円	千三百八十三円	千四百六十六円	千三百八十三円
千四百四十六円	千三百六十四円	千四百四十六円	千三百六十四円
千三百七十五円	千二百九十七円	千三百七十五円	千二百九十七円
千三百七円	千二百三十三円	千三百七円	千二百三十三円
千二百四十一円	千百七十一円	千二百四十一円	千百七十一円
千百七十七円	千百十円	千百七十七円	千百十円
千百十三円	千五十円	千百十三円	千五十円
千九十八円	千三十六円	千九十八円	千三十六円
千八十一円	千二十円	千八十一円	千二十円
千六十六円	千五円	千六十六円	千五円
千五十一円	九百九十二円	千五十一円	九百九十二円
千三十六円	九百七十八円	千三十六円	九百七十八円
千二十一円	九百六十三円	千二十一円	九百六十三円
千七円	九百五十円	千七円	九百五十円
九百九十二円	九百三十六円	九百九十二円	九百三十六円
九百七十八円	九百二十三円	九百七十八円	九百二十三円
二千五十八円	千九百四十一円	二千五十八円	千九百四十一円
千九百一十二円	千八百十三円	千九百一十二円	千八百十三円

旧七年改正法附則別表第一の第六欄	
千七百八十九円	千六百八十八円
千六百六十円	千五百六十六円
千五百三十三円	千四百四十七円
千五百十二円	千四百二十七円
千四百五十七円	千三百七十五円
千四百四円	千三百二十五円
千三百五十二円	千二百七十六円
千三百一円	千二百二十九円
千二百三十七円	千百六十七円
千二百二十円	千百五十一円
千二百一円	千百三十四円
千百八十四円	千百十七円
千百六十八円	千百二円
千百五十一円	千八十六円
千百三十四円	千七十円
千百十八円	千五十五円
千百一円	千四十円
千八十六円	千二十五円
二千百四十八円	二千二十七円
二千六円	千八百九十三円
千八百六十八円	千七百六十二円
千七百三十三円	千六百三十五円
千六百一円	千五百十円
千五百七十九円	千四百九十円
千五百三十九円	千四百五十二円
千五百一円	千四百十六円
千四百六十四円	千三百八十一円
千四百二十八円	千三百四十七円

旧七年改正法附則別表第一の第七欄		旧七年改正法附則別表第二の第二欄	
千三百七十六円	千二百九十八円	千三百七十八円	千三百円
千三百五十七円	千二百八十一円	千三百五十八円	千二百八十一円
千三百三十七円	千二百六十一円	九十四円	八十九円
千三百十七円	千二百四十三円	百八十六円	百七十五円
千二百九十九円	千二百二十六円	二百七十四円	二百五十九円
千二百八十一円	千二百八円	三百六十円	三百四十円
千二百六十二円	千百九十一円	四百四十四円	四百十九円
千二百四十四円	千百七十四円	四百三十八円	四百十三円
千二百二十六円	千百五十七円	四百九円	三百八十六円
千二百九円	千百四十円	三百八十二円	三百六十円
二千二百六十一円	二千百三十三円	三百五十円	三百三十円
二千百十二円	千九百九十三円	三百二十四円	三百六円
千九百六十六円	千八百五十五円	二百九十八円	二百八十二円
千八百二十四円	千七百二十一円	二百九十五円	二百七十八円
千六百八十五円	千五百九十円	二百九十円	二百七十四円
千六百六十二円	千五百六十八円	二百八十六円	二百七十円
千六百三十七円	千五百四十五円	二百八十二円	二百六十七円
千六百十四円	千五百二十三円	二百七十七円	二百六十二円
千五百九十一円	千五百一円	二百七十四円	二百五十八円
千五百六十九円	千四百八十円	二百七十円	二百五十五円
千五百四十六円	千四百五十九円	二百六十六円	二百五十一円
千五百二十五円	千四百三十九円	二百六十二円	二百四十八円
千五百二円	千四百十七円	九十八円	九十三円
千四百八十円	千三百九十六円	百九十五円	百八十四円
千四百六十円	千三百七十八円	二百八十八円	二百七十二円
千四百三十九円	千三百五十八円	三百七十八円	三百五十七円
千四百十八円	千三百三十八円	四百六十六円	四百四十円
千三百九十八円	千三百十九円	四百六十円	四百三十四円

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

旧七年改正法附則別表第二の第四欄	
四百三十一円	四百六円
四百九円	三百八十六円
三百八十一円	三百六十円
三百五十六円	三百三十六円
三百三十五円	三百十六円
三百三十円	三百十二円
三百二十五円	三百七円
三百二十円	三百二円
三百十七円	二百九十九円
三百十二円	二百九十四円
三百七円	二百八十九円
三百三円	二百八十六円
二百九十八円	二百八十一円
二百九十四円	二百七十八円
二百四円	九十八円
二百五円	百九十三円
三百二円	二百八十五円
三百九十七円	三百七十四円
四百八十九円	四百六十一円
四百八十二円	四百五十五円
四百五十八円	四百三十二円
四百三十六円	四百十一円
四百十三円	三百九十円
三百九十二円	三百七十円
三百七十一円	三百五十円
三百六十六円	三百四十五円
三百六十円	三百四十円
三百五十五円	三百三十五円

旧七年改正法附則別表第二の第五欄	
三百五十一円	三百三十一円
三百四十五円	三百二十五円
三百四十円	三百二十一円
三百三十五円	三百十七円
三百三十一円	三百十二円
三百二十六円	三百八円
百八円	百二円
二百十四円	二百二円
三百十六円	二百九十八円
四百十五円	三百九十二円
五百十二円	四百八十三円
五百五円	四百七十六円
四百八十五円	四百五十八円
四百六十八円	四百四十二円
四百五十一円	四百二十五円
四百三十四円	四百十円
四百十二円	三百八十九円
四百六円	三百八十三円
四百円	三百七十七円
三百九十四円	三百七十二円
三百九十円	三百六十八円
三百八十三円	三百六十二円
三百七十八円	三百五十六円
三百七十三円	三百五十二円
三百六十八円	三百四十六円
三百六十三円	三百四十二円
百十三円	百七円
二百二十四円	二百十一円

旧七年改正法附則別表第二の第七欄		旧七年改正法附則別表第三及び附則別表第四の第七欄		旧七年改正法附則別表第四の第二欄		旧七年改正法附則別表第四の第三欄	
三百二十九円	三百十一円	五百十五円	四百八十六円	五百八円	四百七十九円	五百十七円	五百三十三円
四百三十三円	四百九円	五百八円	四百七十九円	五百八円	四百七十九円	五百十六円	五百三十三円
五百三十四円	五百四円	五百八円	四百七十九円	五百八円	四百七十九円	五百十六円	五百三十三円
五百二十六円	四百九十七円	四百八十七円	四百六十五円	四百八十七円	四百六十五円	五百二十九円	五百三十三円
五百十二円	四百八十三円	四百七十九円	四百五十二円	四百七十九円	四百五十二円	五百二十九円	五百三十三円
五百円	四百七十二円	四百七十二円	四百四十五円	四百七十二円	四百四十五円	五百二十九円	五百三十三円
四百八十七円	四百六十円	四百六十六円	四百四十三円	四百六十六円	四百四十三円	五百二十九円	五百三十三円
四百七十六円	四百四十九円	四百六十六円	四百四十三円	四百六十六円	四百四十三円	五百二十九円	五百三十三円
四百五十八円	四百三十二円	四百五十九円	四百二十七円	四百五十九円	四百二十七円	五百二十九円	五百三十三円
四百五十二円	四百二十七円	四百五十三円	四百二十七円	四百五十三円	四百二十七円	五百二十九円	五百三十三円
四百四十五円	四百二十円	四百五十五円	四百六十六円	四百五十五円	四百六十六円	五百二十九円	五百三十三円
四百三十九円	四百十四円	四百四十二円	四百六十六円	四百四十二円	四百六十六円	五百二十九円	五百三十三円
四百三十四円	四百九円	九百二十八円	九百五十一円	九百二十八円	九百五十一円	五百二十九円	五百三十三円
四百二十六円	四百二円	九百十五円	九百三十八円	九百十五円	九百三十八円	五百二十九円	五百三十三円
四百二十円	三百九十六円	九百一十二円	九百二十五円	九百一十二円	九百二十五円	五百二十九円	五百三十三円
四百十五円	三百九十一円	八百八十九円	九百一十二円	八百八十九円	九百一十二円	五百二十九円	五百三十三円
四百九円	三百八十五円	八百九十円	九百一十二円	八百九十円	九百一十二円	五百二十九円	五百三十三円
四百三円	三百八十円	八百九十一円	九百一十二円	八百九十一円	九百一十二円	五百二十九円	五百三十三円
百十九円	百十二円	八百九十二円	九百一十二円	八百九十二円	九百一十二円	五百二十九円	五百三十三円
二百三十五円	二百二十二円	五百五十四円	五百六十八円	五百五十四円	五百六十八円	五百二十九円	五百三十三円
三百四十七円	三百二十七円	五百四十六円	五百六十八円	五百四十六円	五百六十八円	五百二十九円	五百三十三円
四百五十六円	四百三十円	五百三十八円	五百五十二円	五百三十八円	五百五十二円	五百二十九円	五百三十三円
五百六十二円	五百三十円	五百三十一円	五百四十四円	五百三十一円	五百四十四円	五百二十九円	五百三十三円
五百五十四円	五百二十三円	五百二十三円	五百三十六円	五百二十三円	五百三十六円	五百二十九円	五百三十三円
五百四十五円	五百十四円	五百十六円	五百二十九円	五百十六円	五百二十九円	五百二十九円	五百三十三円
五百三十八円	五百八円	五百十七円	五百三十円	五百十七円	五百三十円	五百二十九円	五百三十三円
五百三十円	五百円	六百一十一円	六百三十六円	六百一十一円	六百三十六円	五百二十九円	五百三十三円
五百二十三円	四百九十三円	六百十二円	六百二十八円	六百十二円	六百二十八円	五百二十九円	五百三十三円

平成十三年五月三十日 参議院会議録第二十七号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

旧七年改正法附則別表第四の第四欄		旧七年改正法附則別表第四の第五欄		旧七年改正法附則別表第四の第六欄	
	六百三円		六百十八円		
	五百九十五円		六百十円		
	五百八十六円		六百一円		
	五百七十八円		五百九十二円		
	五百七十九円		五百九十三円		
	五百八十円		五百九十四円		
	六百八十八円		七百五円		
	六百七十八円		六百九十五円		
	六百六十八円		六百八十五円		
	六百五十九円		六百七十五円		
	六百四十九円		六百六十六円		
	六百四十円		六百五十六円		
	六百四十一円		六百五十七円		
	六百四十二円		六百五十八円		
	七百六十四円		七百八十三円		
	七百五十四円		七百七十二円		
	七百四十二円		七百六十一円		
	七百三十二円		七百五十円		
	七百二十二円		七百四十円		
	七百十一円		七百二十九円		
	七百十二円		七百三十円		
	七百十三円		七百三十一円		
	七百十四円		七百三十一円		
	八百五十円		八百七十一円		
	八百三十八円		八百五十九円		
	八百二十六円		八百四十七円		
	八百十四円		八百三十五円		
	八百三円		八百二十三円		

旧二年改正法附則別表第三の第三欄		旧二年改正法附則別表第三の第五欄	
	七百九十一円		八百十一円
	七百九十二円		八百十二円
	七百九十三円		八百十三円
	七百九十四円		八百十四円
	千二百七十円		千五百五十三円
	千二百八十七円		千七百七十七円
	千四百円		千二円
	千二百五十円		九百三十円
	九百四十七円		八百六十円
	九百三十四円		八百四十八円
	千三百三十三円		九百三十八円
	千四百四十一円		千三百八十八円
	千二百六十三円		千六百六十五円
	千三百九十八円		千三百五十五円
	六十七円		六十一円
	百三十二円		百二十円
	百九十五円		百七十七円
	二百五十六円		二百三十二円
	三百十六円		二百八十七円
	三百十一円		二百八十二円
	三百四十四円		三百十二円
	三百八十円		三百四十八円
	四百二十一円		三百八十八円
	四百六十六円		四百三十五円

3 施行日前の月分の年金給付の額については、なお従前の例による。
(脱退一時金に関する経過措置)
第十二条 施行日前に旧法第三十四条第一項の請求をした者に係る脱退一時金については、なお

従前の例による。
(死亡一時金に関する経過措置)
第十三条 旧保険料納付済期間を有する者であつて施行日以後に死亡したものについては、旧法中旧法による死亡一時金の支給要件及びその額

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

に關する規定並びに当該死亡一時金の支給要件及びその額に關する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五十四條及び第五十六條中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日前の期間に係るものに限る。)」と、旧七年改正法附則第十五條第六号中「平成九年一月以後」とあるのは「平成九年一月から平成十三年十二月まで」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による死亡一時金(旧保険料納付済期間をその額の計算の基礎とするものに限る。))については、同項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十四條 施行日前に死亡した者に係る死亡一時金については、なお従前の例による。

(保険料の額の経過的特例等)

第十五條 施行日の前日において農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者(旧法第二十三條第一項第二号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。であつた者(昭和二十二年一月一日以前に生まれた者を除くものとし、次項において「被保険者等であつた者」と総称する。))

新法第四十二條第一項	という。)
新法第四十三條	第五十九條

(特定被用者年金期間に關する経過措置)
第十八條 旧法第二十二條第二項第六号に規定す

は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月から平成十六年十二月までの農業者年金の被保険者期間について、新法第五十五條第四項の規定にかかわらず、納付下限額(同項に規定する納付下限額をいう。附則第十九條第一項において同じ。))を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができ。

2 被保険者等であつた者が前項の規定による申出をした場合において、その者の新法第五十六條第三項各号に掲げる期間を合算した期間に旧保険料納付済期間等を加えた期間が二十年に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その者は、同項の政令で定める額を同項に規定する農業者年金の被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

3 第一項の規定による申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することができ。

4 第一項の規定による申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

という。又は納付された保険料のうち農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)次条において「平成十三年改正法」という。附則第十五條第一項の規定によりその額が決定され、若しくは変更されたもの	第五十九條及び平成十三年改正法附則第十九條第一項
--	--------------------------

る特定被用者年金期間を有する者についての新法第五十六條第三項第六号の規定の適用につい

ては、同号中「その合算した期間」とあるのは、「その合算した期間に農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)による改正前の農業者年金基金法第二十二條第二項第六号に規定する特定被用者年金期間を加えた期間」とする。

(保険料に關する経過措置)

第十七條 平成十三年十二月以前の月分の保険料については、なお従前の例による。

(国庫補助等)

第十八條 国庫は、農業者年金基金法(以下この条において「法」という。))第六十四條に規定する額及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一號。以下この条において「平成二年改正法」という。))附則第十六條に規定する額を負擔し、並びに法附則第十條の二第二項に規定する額及び平成二年改正法附則第十七條に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に對し、平成二年改正法による改正後の法による経営移讓年金及び平成二年改正法による改正前の法による経営移讓年金の給付に要する費用(平成十三年四月から十二月までの月分に係るものに限る。))の額の一部として、平成十三年度につき、三百八十二億圓を補助する。

第十九條 国庫は、新法第五十九條に規定する額を補助するほか、平成十六年度までの間、毎年度、基金に對し、附則第十五條第一項の規定による申出をした者に支給する特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、当該申出をした者(この当該年度の特例保険料納付済期間(同法第四項の規定により読み替へられた新法第四十二條第一項に規定する特例保険料納付済期間をいう。))における納付下限額と特例保険料(附則第十五條第一項の規定によりその額が決定され、又は変更された保険料をいう。))の額との差額の合計額に相當する額を補助する。

2 附則第十五條第一項の規定による申出をした

者に對し特例付加年金の支給が行われる間、新法第三十條中「及び第五十九條」とあるのは、並びに第五十九條及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)同法第二十二條において「平成十三年改正法」という。))附則第十九條第一項と、新法第五十九條第二項中「特例保険料納付済期間」とあるのは「平成十三年改正法附則第十五條第四項の規定により読み替へられた第四十二條第一項に規定する特例保険料納付済期間」と、「この条」とあるのは「この条及び平成十三年改正法附則第十九條第一項」と、及びその運用収入の額」とあるのは「並びにその運用収入の額」とする。

(国庫負担)

第二十條 国庫は、毎年度、次に掲げる額を負擔する。

一 附則第八條第二項及び第十一條第一項並びに平成二年改正法附則第十四條第一項に規定する年金給付(以下「旧年金給付」という。))に要する費用の額に相當する額

二 附則第九條第二項、第十條第三項及び第十二條に規定する脱退一時金(以下「旧脱退一時金」という。))並びに附則第十三條第二項及び第十四條に規定する死亡一時金(以下「旧死亡一時金」という。))の給付に要する費用の額に相當する額

2 国庫は、前項の規定にかかわらず、毎年度、同項に規定する額から次条第二項の規定による基金の借入金に相當する額を減額することができ。

(借入金の特例等)

第二十一條 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、前条第一項の規定による国庫負担の額が当面増加し、その後においては減少して推移することが見込まれることにかんがみ、同項の規定による国庫負担の平準化を図るため必要があると認めるときは、基金に對し、旧年金給付並びに旧脱退一時金及び旧死亡一時金の給付に要する費用に充てるため、政令で定める条件に従つて借

入金をすることを要請することができる。

2 基金は、前項の規定による要請があったときは、新法第七十八條の規定にかかわらず、同項の政令で定める条件に従つて借入金をする事ができる。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の借入金に係る債務について保証することができ

4 基金が第二項の規定による借入金をする場合には、国庫は、前條の規定による額を負担するほか、第二項の規定による基金の借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額に相当する額を負担する。

(区分経理に関する経過措置)

第二十二條 基金は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 旧年金給付、旧脱退一時金、旧死亡一時金、附則第十七條に規定する保険料、附則第二十條及び前條第四項の規定による国庫負担並びに同條第二項の規定による借入金に係る経理

二 附則第三條第一項に規定する業務に係る経理

(旧法による年金勘定等の廃止)

第二十三條 基金は、施行日において、次の各号

に掲げる特別の勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、これらの勘定の廃止の際当該勘定に属する資産及び負債を、それぞれ当該各号に定める特別の勘定に帰属させるものとする。

一 旧法第十九條第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理について設けられた特別の勘定 前條の規定により同條第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

二 旧法第十九條第二項第二号に掲げる業務のうち農地等(農地法第二條第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下この号において同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付けに関する業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理について設けられた特別の勘定、旧法第十九條第一項第二号に掲げる業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理について設けられた特別の勘定並びに旧法附則第十一條第一項に規定する業務に係る経理について設けられた特別の勘定 前條の規定により同條第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

(事務所等に関する規定の読替え)

第二十四條 旧年金給付、旧脱退一時金又は旧死亡一時金の支給が行われる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

新法第三條第二項、第八條第四項、第九條第十條、第十三條第十條、第十七條第五項、第六條第三項、第七條第六項、第七條第七項、第八條第十條及び第八條第十一項	農林水産大臣
	厚生労働大臣及び農林水産大臣

新法第十七條第八項、第七十七條第三項及び第七十八條(見出しを含む。)	農林水産省令	厚生労働省令・農林水産省令
新法第二十條第一項	農林水産大臣の認可	農林水産大臣(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三号)以下この項において「平成十三年改正法」という。)
新法第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第六項、第二十八條第一項、第三十二條第一項	農林水産大臣	農林水産大臣(旧年金給付等に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣)
新法第二十一條第二項及び第八十八條(見出しを含む。)	農林水産省令	農林水産省令(旧年金給付等に関する事項については、厚生労働省令・農林水産省令)
新法第七十二條第二項	農林水産省令で定めるところ	農林水産省令(旧年金給付等に係る受給権者にあつては、厚生労働省令・農林水産省令。以下この項において同じ。)で定めるところ
新法第八十五條並びに第九十條第一号及び第五号	農林水産大臣	農林水産大臣又は厚生労働大臣及び農林水産大臣
新法第八十五條第二項	農林水産省令	農林水産省令又は厚生労働省令・農林水産省令

2 旧法第九十四條の規定は、旧年金給付、旧脱退一時金又は旧死亡一時金の支給が行われる間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十五條 施行日以前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

平成十三年五月三十日 参議院会議録第二十七号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

する経過措置を含む。は、政令で定める。

(検討)

第二十七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(農地法の一部改正)

第二十八條 農地法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二とし、同条第二項第七号中「農業者年金基金がその土地を農業者年金基金法第十九條第一項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けようとする場合を削る。

第七條第一項第七号の二及び第七号の三を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十條の四第五項中「農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の規定に基づく」を

「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第八條第一項の」に、「同項の」を「第一項の」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第三十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十九條第一項第一号」を「第十九條第一号」に改め、「農業者年金事業に関する文書の下に」又は「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第十七條(保険料に関する経過措置)」に規定する保険料の受取書若しくは同法附則第二十條第一項(国庫負担)に規定する旧年金給付、旧脱退一時金及び旧死亡一時金に関する文書を加え、同表の作成者の欄中「同法第二十條第一項第二号」を「農業者年金基金法第二十條第一項第二号(業務の委託)」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の表二十五の項を次のように改める。

二十五 農業者年金基金 (昭和四十五年法律第七十八号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第三條第一項第一号(業務に関する経過措置)に掲げる業務のための別表第一の第一号に掲げる登記	第三欄の第一号又は第二号の登録に該当するものであることを証明する財務省令で定める書類の添付があるものに限り、
--------------------------------	---	--

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第三十二條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第百七條を次のように改める。

第百七條 削除
(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九條から第十三條までを次のように改める。

第九條から第十三條まで 削除

附則第十四條第一項中「年金給付を」を「年金たる給付(以下「年金給付」という。に、及び第三項を「から第四項まで」に改め、「場合」の下に「並びに年金給付の額の改定、附則第二十九條の規定による改正前の昭和六十年改正法(以下この条において「旧六十年改正法」という。))附則第十二條の規定による経営移譲年金の額の特別及び旧六十年改正法附則第十四條の規定による

る農業者老齢年金の額の特例に関する事項」を加え、同条第二項中「次項を」を「第四項に、」計算に関する規定及び「を」計算(年金給付の額の改定、旧六十年改正法附則第十二條の規定による経営移譲年金の額の特例及び旧六十年改正法附則第十四條の規定による農業者老齢年金の額の特例に関する事項を除く。以下この項において同じ。及びその支給の停止に関する規定並びに「計算に関する規定であつて」を「計算及びその支給の停止に関する規定であつて」に改め、同項の表を次のように改める。

旧法第四十四條第一項第一号並びに第五十二條第一項第一号及び第二項第一号並びに旧六十年改正法附則第十條第一項	千六百七十五円	千九百五十一円
旧法第四十四條第一項第二号並びに第五十二條第一項第二号及び第二項第二号並びに旧六十年改正法附則第十條第一項	五百五十八円	六百五十円
旧法第四十四條第一項第三号並びに第五十二條第一項第三号及び第二項第三号並びに旧六十年改正法附則第十條第一項	百六十八円	百十一円
旧法第四十四條第一項第四号並びに第五十二條第一項第四号及び第二項第四号並びに旧六十年改正法附則第十條第一項	五十五円	六十五円
旧法第四十六條第三項	特定譲受者以外	
旧法第四十八條及び旧六十年改正法附則第十三條第一項	五百五十八円	七百三十四円
旧六十年改正法附則別表第一の第二欄	二千五百十円	二千二百五十二円
	二千九十六円	二千二百二十一円
	二千四百四円	二千八百八十七円

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号 農業者年金基金法の二部を改正する法律案

旧六十年改正法附則別表第一の第三欄												旧六十年改正法附則別表第一の第四欄											
千九百九十二円	千九百九十四円	千八百九十五円	千八百四十八円	千八百四十四円	千七百五十九円	千七百十六円	七百十七円	六百九十九円	六百八十一円	六百六十四円	六百三十二円	六百一十六円	六百一十二円	五百八十六円	五百七十二円	三百七十一円	三百五十三円	三百一十五円	二百九十九円	二百七十五円	二百五十一円	二百四十四円	二百三十九円
二千五百五十六円	二千一百二十八円	二千九十六円	二千六十五円	二千三十七円	二千七円	千九百七十九円	七百五十一円	七百四十一円	七百二十九円	七百十九円	七百九円	六百八十八円	六百七十九円	六百六十九円	六百六十円	二百三十九円	二百一十二円	百九十八円	百七十七円	百五十九円	百四十円	百三十八円	百三十六円
二百一十一円	二百二十七円	二百三十二円	二百三十四円	二百三十二円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円	二百三十一円
旧六十年改正法附則別表第一の第五欄																							
二百十五円	二百十円	二百五円	二百円	百九十四円	百九十円	百八十五円	百八十一円	百七十六円	百七十二円	十八円	三十六円	五十三円	六十八円	八十三円	八十二円	七十七円	七十五円	七十三円	七十二円	七十円	六十八円	六十五円	六十三円
百二十八円	百二十七円	百二十四円	百二十三円	百二十二円	百十九円	百十七円	百十六円	百十四円	百十三円	十七円	三十四円	五十一円	六十六円	八十二円	八十一円	七十八円	七十七円	七十六円	七十五円	七十四円	七十三円	七十二円	七十一円
六十七円	六十八円	六十九円	七十円	七十一円	七十二円	七十三円	七十四円	七十五円	七十六円	七十七円	七十八円	七十九円	八十円	八十一円	八十二円	八十三円	八十四円	八十五円	八十六円	八十七円	八十八円	八十九円	九十円

旧六十年改正法附則別表第二の下欄

五十七円	六十六円
九百二十八円	九百九十九円
九百四円	九百七十三円
八百八十一円	九百五十一円
八百五十八円	九百三十八円
八百三十六円	九百二十五円
八百十五円	九百一十一円
七百九十四円	八百九十八円
七百七十四円	八百八十六円
七百五十四円	八百七十二円
七百三十五円	八百六十一円
七百十七円	八百四十八円
六百九十九円	八百三十六円
六百八十一円	八百二十三円
六百六十四円	八百十二円
六百四十八円	八百一円
六百三十二円	七百八十九円
六百一十六円	七百七十七円
六百一円	七百六十七円
五百八十六円	七百五十五円
五百七十二円	七百四十五円

附則第十四条第四項中「施行日」を「平成十三年改正法の施行の日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「新法第三十四条の二、第三十七条の二第一項及び第三十七条の三並びに農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十三号）附則第八条」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号。次項において「平成十三年改正

法」という。）による改正後の農業者年金基金法第三十四条及び第三十五条に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第三十四条中「特例付加年金」とあるのは、「経営移譲年金」と読み替えるものとする。
附則第十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 旧経営移譲年金受給権者に係る年金給付（その額が旧法第五十二条及び旧六十年改正法附則第十条の規定により計算されるものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令に

において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額と読み替えるものとする。

旧法第五十二条第一項第三号及び第二項第三号並びに旧六十年改正法附則第十条第一項	旧六十年改正法附則別表第一の第四欄
百六十八円	百九十五円
三百七十一円	三百五十四円
三百五十三円	三百三十六円
三百二十五円	三百十円
二百九十九円	二百八十六円
二百七十五円	二百六十六円
二百五十一円	二百四十六円
二百四十四円	二百四十二円
二百三十二円	二百三十五円
二百二十七円	二百三十一円

附則第十五条から第十八条までを次のように改める。
第十五条から第十八条まで 削除
附則別表第一から附則別表第四までを削る。
（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）
第三十四条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第百六号）の一部を次のように改正する。
第六十条から第六十三条までを次のように改める。
第六十条から第六十三条まで 削除
第六十四条中「から前条まで」を「及び第五十九条」に改める。

（農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十五条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第八条から第十二条までを次のように改める。
第八条から第十二条まで 削除
附則第十三条第三項及び第四項を削る。
附則第十四条及び第十五条を次のように改める。
第十四条及び第十五条 削除
附則別表第一から附則別表第四までを削る。
（確定拠出年金法の一部改正）
第三十六条 確定拠出年金法（平成十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。
第六十二条第三項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 農業者年金の被保険者となつたとき。
第六十九条中「並びに」を「及び」に改め、「及び農業者年金基金の保険料」を削る。
(平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律の一部改正)

第三十七条 平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(平成十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。
本則の表以外の部分中「平成十四年三月までの月分」の下に「(農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付の額及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。附則第十四条第一項に規定する年金給付の額を除く。))」を加える。

年金改正法」という。附則第十四条第一項に規定する年金給付の額にあっては、平成十三年四月から十二月までの月分)を加え、本則の表農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付の額の項中「(昭和四十五年法律第七十八号)を削り、同表農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。附則第十四条第一項に規定する年金給付の額を除く。))」を加える。

額の項中「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。))」を「平成二年農業者年金改正法」に改める。
附則第二条中「本則の表の上欄に掲げる額」の下に「(農業者年金基金法による年金たる給付の額及び平成二年農業者年金改正法附則第十四条第一項に規定する年金給付の額を除く。))」を加える。

附則別表第一

生 ま れ た 日	支 給 基 準 時 年 齢 の 区 分
昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	六十一歳未満 六十一歳以上 六十二歳以上 六十三歳以上 六十四歳以上 六十五歳以上 六十五歳
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	八百四十六円 九百四十八円 千五百十円 千二百三十三円 千三百三十七円 千二百六十五円 千四百二十一円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	八百二十四円 九百二十四円 千二百三十三円 千三百三十七円 千二百六十五円 千三百三十一円 千三百八十三円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	八百八十四円 九百八十四円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	七百五十七円 八百四十九円 九百四十四円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	七百三十五円 八百二十四円 九百三十三円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	七百十三円 八百十三円 九百三十三円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	六百九十一円 七百七十五円 八百五十八円 九百五十四円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	六百六十九円 七百五十五円 八百三十一円 九百三十三円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	六百四十七円 七百二十五円 八百四十四円 九百三十三円 千四百五十五円 千四百五十五円 千四百五十五円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日まで	六百三十六円 七百十三円 七百九十円 八百七十八円 九百七十六円 千九百三十三円 千九百三十三円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	六百三十五円 七百十一円 七百七十六円 八百六十二円 九百五十九円 千九百七十四円 千九百七十四円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	六百四十四円 七百二十二円 八百八十八円 八百七十五円 九百七十四円 千九百七十四円 千九百七十四円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	六百五十四円 七百三十三円 八百八十一円 八百八十九円 九百八十九円 千九百八十九円 千九百八十九円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	六百六十四円 七百四十四円 八百三十三円 八百三十三円 九百三十三円 千九百三十三円 千九百三十三円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	六百七十四円 七百五十五円 八百三十七円 九百三十三円 千九百三十三円 千九百三十三円 千九百三十三円

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

四六

附則別表第二

生 ま れ た 日	支 給 基 準 時 年 齢 の 区 分					
	六十歳未満	六十歳以上 六十二歳未満	六十二歳以上 六十三歳未満	六十三歳以上 六十四歳未満	六十四歳以上 六十五歳未満	六十五歳
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	六百八十四円	七百六十六円	八百四十九円	九百四十三円	千四十九円	千七百七十九円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	六百九十四円	七百七十八円	八百六十二円	九百五十八円	千六十五円	千九百七十七円
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	七百五円	七百九十円	八百七十五円	九百七十二円	千八十一円	千二百十五円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	七百二十二円	八百九円	八百九十六円	九百九十五円	千七百七円	千二百四十四円
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年一月一日まで	七百五十五円	八百四十六円	九百三十七円	千四十一円	千百五十八円	千三百一円
昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	二百八十二円	三百十六円	三百五十円	三百八十九円	四百三十三円	四百八十六円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	二百八十五円	三百十九円	三百五十四円	三百九十三円	四百三十七円	四百九十一円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	二百八十八円	三百二十三円	三百五十八円	三百九十八円	四百四十二円	四百九十七円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	二百九十二円	三百二十七円	三百六十二円	四百二円	四百四十八円	五百三円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	二百九十六円	三百三十二円	三百六十七円	四百八円	四百五十四円	五百十円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	二百九十九円	三百三十五円	三百七十二円	四百十三円	四百五十九円	五百十六円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	三百三円	三百三十九円	三百七十六円	四百十八円	四百六十五円	五百二十二円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	三百六円	三百四十三円	三百七十九円	四百二十二円	四百六十九円	五百二十七円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	三百九円	三百四十六円	三百八十四円	四百二十六円	四百七十四円	五百三十三円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	三百十三円	三百五十円	三百八十八円	四百三十一円	四百八十円	五百三十九円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年一月一日まで	三百十四円	三百五十二円	三百九十円	四百三十四円	四百八十二円	五百四十二円
昭和二十二年一月二日から昭和二十二年四月一日まで	三百十六円	三百五十四円	三百九十二円	四百三十六円	四百八十五円	五百四十五円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	二百八十八円	三百二十三円	三百五十八円	三百九十八円	四百四十二円	四百九十七円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	二百六十円	二百九十一円	三百二十三円	三百五十八円	三百九十九円	四百四十八円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	二百三十二円	二百六十円	二百八十八円	三百二十円	三百五十六円	四百円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	二百三円	二百二十八円	二百五十二円	二百八十円	三百十二円	三百五十円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	百七十四円	百九十五円	二百十六円	二百四十円	二百六十七円	三百円
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	百四十六円	百六十三円	百八十一円	二百一円	二百二十三円	二百五十一円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	百十七円	百三十一円	百四十五円	百六十一円	百七十九円	二百一円

附則別表第三

昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	八十八円	九十八円	百九円	百二十一円	百三十四円	百五十一円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	五十二円	五十九円	六十五円	七十二円	八十円	九十円
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年一月一日まで	十円	十一円	十二円	十四円	十五円	十七円

昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	九百二十六円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	九百四十一円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	九百五十五円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	九百六十九円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	九百八十四円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	千円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	千十五円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	千三十円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	千四十五円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	千六十二円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日まで	千七十八円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	千九十四円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	千百十一円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	千百二十七円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	千百四十四円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	千百六十二円
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	千百七十九円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	千百九十七円
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	千二百十五円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	千二百四十四円
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日まで	千三百一円
昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日まで	千三百六十円
昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日まで	千四百二十一円

昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日まで	千四百八十二円
昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日まで	千五百四十五円
昭和三十六年四月二日から昭和三十七年四月一日まで	千六百十円
昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日まで	千六百七十七円
昭和三十八年四月二日から昭和三十九年四月一日まで	千七百四十五円
昭和三十九年四月二日から昭和四十年四月一日まで	千七百七十一円
昭和四十年四月二日から昭和四十一年四月一日まで	千七百九十八円
昭和四十一年四月二日から昭和四十二年一月一日まで	千八百二十五円
昭和四十二年一月二日から昭和四十二年四月一日まで	千三百三円
昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日まで	千三百二十三円
昭和四十三年四月二日から昭和四十四年四月一日まで	千三百四十三円
昭和四十四年四月二日から昭和四十五年四月一日まで	千三百六十三円
昭和四十五年四月二日から昭和四十六年四月一日まで	千三百八十三円
昭和四十六年四月二日から昭和四十七年四月一日まで	千四百四円
昭和四十七年四月二日から昭和四十八年四月一日まで	千四百二十五円
昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日まで	千四百四十六円
昭和四十九年四月二日から昭和五十年四月一日まで	千四百六十八円
昭和五十年四月二日から昭和五十一年四月一日まで	千四百九十円
昭和五十一年四月二日から昭和五十二年四月一日まで	千五百十二円
昭和五十二年四月二日から昭和五十三年四月一日まで	千五百三十五円
昭和五十三年四月二日から昭和五十四年四月一日まで	千五百五十八円
昭和五十四年四月二日から昭和五十五年四月一日まで	千五百八十二円
昭和五十五年四月二日から昭和五十六年四月一日まで	千六百五円
昭和五十六年四月二日から昭和五十七年一月一日まで	千六百二十九円

附則別表第四

生 ま れ た 日	支 給 基 準 時 年 齢 の 区 分					
	六十一歳未満	六十一歳以上 六十二歳未満	六十二歳以上 六十三歳未満	六十三歳以上 六十四歳未満	六十四歳以上 六十五歳未満	六十五歳
昭和十二年一月二日から昭和十二年四月一日まで	五百三十七円	六百二円	六百六十七円	七百四十一円	八百二十四円	九百二十六円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日まで	五百四十六円	六百十二円	六百七十八円	七百五十三円	八百三十七円	九百四十一円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日まで	五百五十四円	六百二十一円	六百八十八円	七百六十四円	八百五十円	九百五十五円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日まで	五百六十二円	六百三十円	六百九十八円	七百七十五円	八百六十二円	九百六十九円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日まで	五百七十一円	六百四十円	七百八円	七百八十七円	八百七十六円	九百八十四円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日まで	五百八十円	六百五十円	七百二十円	八百円	八百九十円	千円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日まで	五百八十九円	六百六十円	七百三十一円	八百十二円	九百三円	千五百円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日まで	五百九十七円	六百七十円	七百四十二円	八百二十四円	九百十七円	千三百円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日まで	六百六円	六百七十九円	七百五十二円	八百三十六円	九百三十円	千四十五円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日まで	六百十六円	六百九十円	七百六十五円	八百五十円	九百四十五円	千六十二円
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日まで	六百三十五円	七百十一円	七百七十六円	八百六十二円	九百五十九円	千七十八円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日まで	六百四十四円	七百二十二円	八百八十八円	八百七十五円	九百七十四円	千九十四円
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日まで	六百五十四円	七百三十三円	八百八十一円	八百八十九円	九百八十九円	千百十一円
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日まで	六百六十四円	七百四十四円	八百二十四円	九百十五円	千八円	千百二十七円
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日まで	六百七十四円	七百五十五円	八百三十七円	九百三十円	千三十四円	千百四十四円
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日まで	六百八十四円	七百六十六円	八百四十九円	九百四十三円	千四十九円	千百七十九円
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日まで	六百九十四円	七百七十八円	八百六十二円	九百五十八円	千六十五円	千百九十七円
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日まで	七百五円	七百九十円	八百七十五円	九百七十二円	千八十一円	千二百十五円
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日まで	七百二十二円	八百九円	八百九十六円	九百九十五円	千百七円	千二百四十四円
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日まで	七百五十五円	八百四十六円	九百三十七円	千四十一円	千百五十八円	千三百一円

投票者氏名
日程第一 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名
二〇〇名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
久世 公堯君 久野 恒一君
杵掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君 坂野 重信君
清水嘉与子君 清水 達雄君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君

竹山 裕君 谷川 秀善君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
保坂 三蔵君 星野 朋市君
松谷蒼一郎君 松田 岩夫君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顕正君
宮崎 秀樹君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 柳川 覺治君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 川橋 幸子君
木俣 佳丈君 北澤 俊美君
久保 亘君 郡司 彰君
小宮山洋子君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勁君 高嶋 良充君

竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
松前 達郎君 円 より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
薬科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 山下 栄一君
渡辺 孝男君 阿部 幸代君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 古典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君

反対者氏名
〇名
日下部禮代子君 谷本 巍君
照屋 寛徳君 福島 瑞穂君
淵上 貞雄君 山本 正和君
岩本 莊太君 椎名 素夫君
高橋紀世子君 高橋 令則君
平野 貞夫君 佐藤 道夫君
島袋 宗康君 西川きよし君
中村 敦夫君 菅野 久光君

日程第二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名
二〇四名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 久世 公堯君
久野 恒一君 杵掛 哲男君

国井 正幸君	倉田 寛之君	脇 雅史君	足立 良平君	市田 忠義君	岩佐 恵美君	上杉 光弘君	上野 公成君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君	海老原義彦君	尾辻 秀久君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	今泉 昭君	海野 徹君	笠井 亮君	小池 晃君	大島 慶久君	大野つや子君
齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君	江田 五月君	江本 孟紀君	小泉 親司君	須藤美也子君	岡野 豊秋君	扇 千景君
坂野 重信君	清水嘉与子君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	大門実紀史君	富樫 練三君	岡野 裕君	加藤 紀文君
清水 達雄君	陣内 孝雄君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	西山登紀子君	橋本 敦君	加納 時男君	狩野 安君
須藤良太郎君	末広まきこ君	北澤 俊美君	久保 亘君	久保 亘君	八田ひろ子君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	郡司 彰君	小宮山洋子君	小宮山洋子君	筆坂 秀世君	片山虎之助君	鎌田 要人君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	興石 東君	佐藤 泰介君	齋藤 勤君	山下 芳生君	亀井 郁夫君	龜谷 博昭君
田浦 直君	田中 直紀君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君	竹村 泰子君	吉川 春子君	河本 英典君	木村 仁君
田村 公平君	竹山 裕君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	千葉 景子君	大脇 雅子君	岸 宏一君	久世 公堯君
谷川 秀善君	月原 茂皓君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	長谷川 清君	福島 瑞穂君	岸 宏一君	久野 恒一君
鶴保 庸介君	中川 義雄君	直嶋 正行君	堀 利和君	福山 哲郎君	山本 正和君	国井 正幸君	倉田 寛之君
中島 啓雄君	中島 眞人君	広中和歌子君	堀 利和君	福山 哲郎君	椎名 素夫君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君
中曾根弘文君	中原 爽君	藤井 俊男君	松前 達郎君	堀 利和君	高橋 令則君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
仲道 俊哉君	長峯 基君	本田 良一君	松前 達郎君	堀 利和君	高橋 令則君	齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	円 より子君	峰崎 直樹君	佐藤 道夫君	渡辺 秀央君	清水嘉与子君	清水 達雄君
野沢 太三君	野間 赴君	本岡 昭次君	築瀬 進君	西川きよし君	黒岩 秩子君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君
南野知恵子君	畑 恵君	本岡 昭次君	薬科 満治君	中村 敦夫君	菅野 久光君	末広まきこ君	鈴木 政二君
服部三男雄君	林 芳正君	保坂 三蔵君	魚住裕一郎君	中村 敦夫君	菅野 久光君	鈴木 正孝君	世耕 弘成君
日出 英輔君	保坂 三蔵君	荒木 清寛君	大森 礼子君	中村 敦夫君	菅野 久光君	関谷 勝嗣君	田浦 直君
星野 朋市君	松谷蒼一郎君	海野 義孝君	木庭健太郎君	中村 敦夫君	菅野 久光君	田中 直紀君	田村 公平君
松田 岩夫君	松村 龍二君	加藤 修一君	白浜 一良君	中村 敦夫君	菅野 久光君	竹山 裕君	谷川 秀善君
三浦 一水君	水島 裕君	沢 たまき君	但馬 久美君	中村 敦夫君	菅野 久光君	月原 茂皓君	鶴保 庸介君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君	高野 博師君	鶴岡 洋君	中村 敦夫君	菅野 久光君	中川 義雄君	中島 啓雄君
森下 博之君	森田 次夫君	統 訓弘君	但馬 久美君	中村 敦夫君	菅野 久光君	中島 眞人君	中曾根弘文君
森山 裕君	矢野 哲朗君	浜田卓二郎君	鶴岡 洋君	中村 敦夫君	菅野 久光君	中原 爽君	仲道 俊哉君
柳川 覺治君	山内 俊夫君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	中村 敦夫君	菅野 久光君	長峯 基君	成瀬 守重君
山崎 力君	山崎 正昭君	福本 潤一君	益田 洋介君	中村 敦夫君	菅野 久光君	西田 吉宏君	野沢 太三君
山下 英利君	山下 善彦君	松 あきら君	山下 栄一君	中村 敦夫君	菅野 久光君	野間 赴君	南野知恵子君
山本 一太君	依田 智治君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君	中村 敦夫君	菅野 久光君	畑 恵君	服部三男雄君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	井上 美代君	池田 幹幸君	中村 敦夫君	菅野 久光君	林 芳正君	日出 英輔君

平成十三年五月三十日 参議院會議録第二十七号 投票者氏名

保坂 三蔵君	星野 朋市君	海野 義孝君	大森 礼子君	反對者氏名	○名	関谷 勝嗣君	田浦 直君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	加藤 修一君	木庭健太郎君	日程第四 国有財産法第十三条第一項の規定に基 づき、国会の議決を求めるの件		田中 直紀君	田村 公平君
松村 龍二君	三浦 一水君	沢 たまき君	白浜 一良君	賛成者氏名	一六九名	竹山 裕君	谷川 秀善君
水島 裕君	溝手 顕正君	高野 博師君	但馬 久美君	阿南 一成君	青木 幹雄君	月原 茂皓君	鶴保 庸介君
宮崎 秀樹君	森下 博之君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	有馬 朗人君	井上 吉夫君	中川 義雄君	中島 啓雄君
森田 次夫君	森山 裕君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	石井 道子君	石渡 清元君	中島 眞人君	中曾根弘文君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	泉 信也君	市川 一朗君	中原 爽君	仲道 俊哉君
山内 俊夫君	山崎 力君	福本 潤一君	益田 洋介君	岩城 光英君	岩井 國臣君	長峯 基君	成瀬 守重君
山崎 正昭君	山下 英利君	松 あきら君	山下 栄一君	岩永 浩美君	岩崎 純三君	西田 吉宏君	野沢 太三君
山下 善彦君	山本 一太君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君	上野 公成君	岩崎 純三君	野間 赳君	服部三男雄君
依田 智治君	吉川 芳男君	井上 美代君	池田 幹幸君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	畑 恵君	林 芳正君
吉村剛太郎君	脇 雅史君	市田 忠義君	岩佐 恵美君	大野つや子君	太田 豊秋君	保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君	加藤 紀文君	加納 時男君	松村 龍二君	水島 裕君
伊藤 基隆君	今泉 昭君	笠井 亮君	小池 晃君	狩野 安君	加納 時男君	宮崎 秀樹君	森田 次夫君
海野 徹君	江田 五月君	小泉 親司君	須藤美也子君	景山俊太郎君	片山虎之助君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
江本 孟紀君	小川 敏夫君	大山美紀史君	富樫 練三君	鎌田 要人君	龜井 郁夫君	山崎 正昭君	山下 善彦君
岡崎トミ子君	川橋 幸子君	西山登紀子君	橋本 敦君	龜谷 博昭君	河本 英典君	山崎 正昭君	山下 善彦君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	畑野 君枝君	八田ひろ子君	木村 仁君	岸 宏一君	依田 智治君	依田 智治君
久保 巨君	郡司 彰君	林 紀子君	筆坂 秀世君	久世 公堯君	久野 恒一君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
小宮山洋子君	興石 東君	宮本 岳志君	山下 芳生君	倉掛 哲男君	国井 正幸君	足立 良平君	伊藤 基隆君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	伊藤 基隆君	伊藤 基隆君
齋藤 勁君	高嶋 良充君	大淵 絹子君	大脇 雅子君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君	海野 徹君	江本 孟紀君
谷林 正昭君	千葉 景子君	日下部禮代子君	谷本 巍君	斎藤 泰三君	斎藤 滋宣君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	清水嘉与子君	清水 達雄君	木俣 佳丈君	木俣 佳丈君
直嶋 正行君	長谷川 清君	岩本 貞雄君	山本 正和君	陳内 孝雄君	須藤良太郎君	久保 巨君	久保 巨君
広中和歌子君	福山 哲郎君	岩本 貞太君	椎名 素夫君	末広まきこ君	鈴木 政二君	小宮山洋子君	小宮山洋子君
藤井 俊男君	堀 利和君	高橋紀世子君	高橋 令則君	鈴木 正孝君	世耕 弘成君		
本田 良一君	松前 達郎君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君				
円 より子君	峰崎 直樹君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君				
本岡 昭次君	築瀬 進君	西川きよし君	黒岩 秩子君				
柳田 稔君	藁科 満治君	中村 敦夫君	菅野 久光君				
荒木 清寛君	魚住裕一郎君						

佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	小池 晃君	小泉 親司君	河本 英典君	木村 仁君	山下 善彦君	山本 一太君
齋藤 勤君	高嶋 良充君	須藤美也子君	大門美紀史君	岸 宏一君	久世 公堯君	依田 智治君	吉川 芳男君
谷林 正昭君	千葉 景子君	富樫 練三君	西山登紀子君	久野 恒一君	沓掛 哲男君	吉村剛太郎君	脇 雅史君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	橋本 敦君	畑野 君枝君	国井 正幸君	倉田 寛之君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
直嶋 正行君	長谷川 清君	八田ひろ子君	林 紀子君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	伊藤 基隆君	今泉 昭君
広中和歌子君	福山 哲郎君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	海野 徹君	江田 五月君
藤井 俊男君	堀 利和君	山下 芳生君	吉岡 吉典君	齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君	岡崎トミ子君	小川 敏夫君
本田 良一君	松前 達郎君	吉川 春子君	大淵 絹子君	清水嘉与子君	清水 達雄君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君
円より子君	峰崎 直樹君	大脇 雅子君	日下部徳代子君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
本岡 昭次君	築瀬 進君	谷本 巍君	照屋 寛徳君	末広まきこ君	鈴木 政二君	久保 亘君	郡司 彰君
柳田 稔君	薬科 満治君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君	鈴木 正孝君	世耕 弘成君	小宮山洋子君	奥石 東君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	山本 正和君	佐藤 道夫君	関谷 勝嗣君	田浦 直君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
海野 義孝君	大森 礼子君	島袋 宗康君	黒岩 秩子君	田中 直紀君	田村 公平君	齋藤 勤君	高嶋 良充君
加藤 修一君	木庭健太郎君	中村 敦夫君		竹山 裕君	谷川 秀善君	谷林 正昭君	千葉 景子君
沢 たまき君	白浜 一良君			月原 茂皓君	鶴保 庸介君	寺崎 昭久君	内藤 正光君
高野 博師君	但馬 久美君			中川 義雄君	中島 啓雄君	直嶋 正行君	広中和歌子君
統 訓弘君	鶴岡 洋君			中島 真人君	中曾根弘文君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君			中原 爽君	仲道 俊哉君	堀 利和君	本田 良一君
日笠 勝之君	弘友 和夫君			長峯 基君	成瀬 守重君	松前 達郎君	円より子君
福本 潤一君	益田 洋介君			西田 吉宏君	野沢 太三君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
松 あきら君	山下 栄一君			野間 起君	南野知恵子君	築瀬 進君	柳田 稔君
渡辺 孝男君	岩本 莊太君			畑 恵君	服部三男雄君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
椎名 素夫君	高橋紀世子君			林 芳正君	日出 英輔君	海野 義孝君	大森 礼子君
高橋 令則君	平野 貞夫君			保坂 三蔵君	星野 朋市君	加藤 修一君	木庭健太郎君
渡辺 秀央君	西川きよし君			松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	沢 たまき君	白浜 一良君
曾野 久光君				松村 龍二君	三浦 一水君	高野 博師君	但馬 久美君
				水島 裕君	溝手 顕正君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
				宮崎 秀樹君	森下 博之君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
				森田 次夫君	森山 裕君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
				矢野 哲朗君	柳川 覺治君	福本 潤一君	益田 洋介君
				山内 俊夫君	山崎 力君	松 あきら君	山下 栄一君
				山崎 正昭君	山下 英利君	渡辺 孝男君	大淵 絹子君

反対者氏名

三五名

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君

日程第五 電気通信役務利用放送法案(内閣提出)
賛成者氏名 一七六名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
石井 道子君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 亀谷 博昭君

岩城 光英君	岩崎 純三君	畑 惠君	服部三男雄君	柳田 稔君	藥科 滿治君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	林 芳正君	日出 英輔君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
上野 公成君	海老原義彦君	保坂 三蔵君	星野 朋市君	海野 義孝君	大森 礼子君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	松谷倉一郎君	松田 岩夫君	加藤 修一君	木庭健太郎君
大野つや子君	太田 豊秋君	松村 龍二君	三浦 一水君	沢 たまき君	白浜 一良君
扇 千景君	岡野 裕君	水島 裕君	溝手 顕正君	高野 博師君	但馬 久美君
加藤 紀文君	加納 時男君	宮崎 秀樹君	森下 博之君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
狩野 安君	鹿熊 安正君	森田 次夫君	森山 裕君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
景山俊太郎君	片山虎之助君	矢野 哲朗君	柳川 覺治君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君	山内 俊夫君	山崎 力君	福本 潤一君	益田 洋介君
亀谷 博昭君	河本 英典君	山崎 正昭君	山下 英利君	松 あきら君	山下 栄一君
木村 仁君	岸 宏一君	山下 善彦君	山本 一太君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君
久世 公義君	久野 恒一君	依田 智治君	吉川 芳男君	井上 美代君	池田 幹幸君
沓掛 哲男君	国井 正幸君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	市田 忠義君	岩佐 恵美君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	足立 良平君	浅尾慶一郎君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	笠井 亮君	小池 晃君
佐藤 泰三君	斎藤 滋宣君	海野 徹君	江田 五月君	小泉 親司君	須藤美也子君
斎藤 十朗君	坂野 重信君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	大門実紀史君	富樫 練三君
清水嘉与子君	清水 達雄君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	西山登紀子君	橋本 敦君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	木俣 佳丈君	北澤 俊美君	林 紀子君	八田ひろ子君
末広まきこ君	鈴木 政二君	久保 亘君	郡司 彰君	宮本 岳志君	筆坂 秀世君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	小宮山洋子君	興石 東君	吉岡 吉典君	山下 芳生君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	大淵 絹子君	吉川 春子君
田中 直紀君	田村 公平君	齋藤 勤君	高嶋 良充君	日下部禮代子君	大脇 雅子君
竹山 裕君	谷川 秀善君	谷林 正昭君	千葉 景子君	照屋 寛徳君	谷本 巍君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	山本 正和君	福島 瑞穂君
中川 義雄君	中島 啓雄君	直嶋 正行君	長谷川 清君	岩本 莊太君	高橋 令則君
中島 眞人君	中曾根弘文君	広中和歌子君	福山 哲郎君	高橋紀世子君	渡辺 秀央君
中原 爽君	仲道 俊哉君	藤井 俊男君	堀 利和君	平野 貞夫君	島袋 宗康君
長峯 基君	成瀬 守重君	本田 良一君	松前 達郎君	佐藤 道夫君	黒岩 秩子君
西田 吉宏君	野沢 大三君	円 より子君	峰崎 直樹君	入澤 肇君	
野間 起君	南野知恵子君	本岡 昭次君	築瀬 進君		

中村 敦夫君 曾野 久光君
反対者氏名 ○名

日程第七 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 二五名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
石井 道子君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
亀谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
久世 公堯君 久野 恒一君
沓掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君 清水嘉子子君
清水 達雄君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君

鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
谷川 秀善君 月原 茂晴君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 起君
南野知恵子君 畑 恵君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 保坂 三蔵君
星野 朋市君 松谷倉一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
柳川 覺治君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
脇 雅史君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君

反対者氏名

浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
山下 栄一君 渡辺 孝男君
岩本 莊太君 椎名 素夫君
西川きよし君

七九名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
久保 亘君 郡司 彰君
小宮山洋子君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勲君 高嶋 良充君
谷林 正昭君 千葉 景子君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 松前 達郎君
円 より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君
柳田 稔君 薬科 満治君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君

葉書エイズ問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年四月十二日

参議院議長 井上 裕殿

櫻井 充

葉書エイズ問題に関する質問主意書

昭和六十年にHIVウイルスの混入した非加熱血液製剤を血友病患者に投与して死亡させた疑いで、業務上過失致死罪に問われていた帝京大学元副学長安部英被告に、本年三月二十八日、東京地方裁判所で無罪が言い渡された。
そこで、以下質問をする。

須藤美也子君 大門実紀史君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 日下部徳代子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
山本 正和君 高橋紀世子君
水野 誠一君 高橋 令則君
平野 貞夫君 渡辺 秀央君
佐藤 道夫君 島袋 宗康君
黒岩 秩子君 中村 敦夫君
曾野 久光君

一 厚生省(当時)のエイズの実態把握に関する研究班(以下「エイズ研究班」という。)の設置目的は何か。また、安部被告をエイズ研究班の班長にした理由及び目的は何か。

二 政府は、安部被告が当時HIVの知識をどの程度持っていたと考えているか。また、被告は当時血友病治療の第一人者であったのか。もしそうであるならばその根拠は何か。

三 非加熱血液製剤によりHIV感染することをエイズ研究班が知ったのはいつのことか。

四 当時、エイズ研究班と厚生省どちらがHIVに関する情報に多く接していたか。主にどちらが情報を提供する側であったのか。

五 安部被告をエイズ研究班の班長に任命した責任は誰にあると考えるか。厚生省にその責任の一部があるとするれば、その責任をどのようにとるのか。

六 当時、加熱製剤の使用や血友病治療の方法について決定権を持っていたのは誰であるか。右質問する。

平成十三年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員櫻井充君提出薬害エイズ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出薬害エイズ問題に関する質問に対する答弁書

一について

後天性免疫不全症候群AIDSの実態把握に関する研究班(以下「エイズ研究班」という。)

は、エイズ対策の前提となる医学的知見を得るため、日本におけるエイズ患者の実態把握に関する研究、エイズ診断基準の設定に関する研究及び血液製剤に関する研究の三課題について学術的な研究報告を行うことを目的として設置されたものである。なお、当時の厚生省薬務局生物製剤課長によれば、安部英氏が班長となつたのは、エイズ研究班の構成員の中で年長者であったこと等によるものである。

二について

エイズ研究班の構成員は各分野における権威を集める観点で選考されたものであったことから、安部氏は当時血友病治療の分野における権威の一人であると認識されていたと考えられる。

なお、現在安部氏を被告人とする刑事訴訟が係属中であり、同氏が当時HIVの知識をどの程度持っていたのかについては、当該訴訟の公判において明らかにされるべきものと考えている。

三について

エイズ研究班の設置当時血液又は血液製剤によるエイズの伝播の可能性は示唆されていたと承知しているが、当時のエイズ研究班の構成員にHIVの感染についてどの程度の認識があったかについては、エイズ研究班の班長であった安部氏を被告人とする刑事訴訟が係属中であり、当該訴訟の公判において明らかにされるべきものと考えている。

四について

当時エイズ研究班の構成員と厚生省の間で相互に情報を提供し合うことが期待されていたと

考えられるが、そのどちらがHIVに関する情報に多く接していたかについては明らかでない。

五について

厚生省においてエイズ研究班の班長の任命行為を行った事実はない。

六について

加熱製剤を含め医薬品の承認権限は厚生大臣が有していたものであるが、個々の患者に対する加熱製剤の使用や血友病治療の方法については、他の医療行為と同様に、個々の医師が自らの有する知見に基づき決定していたものと考えられる。

平成十三年五月三十日 参議院会議録第二十七号

質問主意書及び答弁書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三号の発送は都合により後日となるた
り第二十七号を先に発送しましたるた
り)

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一 部 二 二 〇 〇 円